

318

493

0^m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ~~10~~³₁₀ 1 2 3 4 5

始



2-404

3/8-493



軍隊と社會問題

陸軍中將 佐藤鋼次郎著

東京 成武堂發兌

大正
11. 9. 22
内交

自序

之を史に徴するに、國家の崩潰は、軍隊の崩潰より誘致するもの多く、從て近來他の國家を内部より崩潰せんが爲、先づ其軍隊に危険思想を宣傳せんとする惡辣なる手段をも敢てするものがある。之を決闘に譬へんに、武器を以て正々堂々敵手を殲すの舉に出でず、先づ窃かに惡疫の微菌を飲みしめ、敵手をして病の爲、闘ふ能はざるに至らしめんとすると一般、其卑劣なる素より唾棄すべきである。然れども世界を睥睨せし獨露の二大帝國

二
すら、其軍隊の崩潰に端緒を開き、一朝にして土崩瓦解せしも、亦此卑劣なる手段か與つて力ありあと云へば、獨り我國のみ安心しあるを得ないでしろう。

近來我國の軍隊に對しても、頻々として宣傳文書を配布する等、之を赤化せんと勉むるものあり、其如何なる企圖ありて然るやは明でないが、各種の情報を綜合するに、兎に角外國人と何等かの脈絡系統があつて、然るが如くに思はる。速に之に對し適當の處置を講じなければ、遂に我軍隊を崩

潰し延いて我國家を崩潰するに至らないとも限らない。然るに我當局は之に對し恰も傳染病に對すると等しく、唯隔離遮斷の如き姑息儉安の計のみを事としつゝある。

抑病は虚に乗す。危険思想の燎原の火の如き勢を以て、傳播し來るは、國內の社會組織に何等かの病患があるからである。社會自體の此病患を醫せずして、徒らに隔離遮斷を以て之を防がんとす、其不可能なるは露國の實例が能く之を證明して居る。我軍隊に對する危険思想の傳播を防かんとせ

四
ば、社會問題の見地より、我軍隊の現状を觀察し、先づ其病患と認むべきものを除去するか、最善の方策である。新思想とさへ云へば、一も二もなく之を蛇蝎視し、一概に之を排斥して近附けず、以て我軍隊をして狂瀾怒濤の如き世界の風潮中に、獨り巖然屹立しあらしめんとするも、到底之を許さず、爲めに近來教育内務其他軍政事項等に、多少改正を企畫すべく餘儀なくされたが、其改正たる英斷の舉と云ふを得ざるもの多し。須らく世界の大勢を達觀して、先手を打つて大改造を加へ、以

て禍害を未發に防ぎ、累を我金甌無缺の國體に及さざる事に努めざるべからず、是敢て本書を公にして、先づ軍人の反省を求め、併せて一般國民に警告せんとする所以である。

危険思想を軍隊に傳播するを防がんとせば、我軍の當局は無論、少くも我將校は、其所謂新思想なるものを一通り咀嚼し、其如何なる點を以て危険とすべきかを理解し、部下將卒中苟も我國體と相容れざる思想を懷抱するものあらば、其我國家に及す弊害の重且大なる所以を、諄々として説明

し、以て彼等を屈服せしめ得るの識力がなくてはならぬ。而して又明治維新以來佛獨よりの直譯的輸入に胚胎せる、現今に於ける我軍隊の惡弊を打破し、我國體と共に世界に寇絶せる、我徳治的軍隊の復古を圖るが急務である。我軍隊を復古し、我各級幹部が古名將の心を以て心とし、以て部下を統御するに於てこそ、如何に世界が赤化するとも、獨り我軍隊は儼然として富岳の群峯に秀るが如く屹立し、從て我國體は天壤と與に無窮であるは受合である。之には我軍將校は總て古名將の如く、

無私無欲、身を以て部下を率いなくてはならぬ。

前掲の如き諸問題は、主として陸軍單獨の改造問題なるも、軍隊に關聯する社會問題としては、國民の軍隊化の如き、軍人の待遇の如き、國民一般の問題として取扱はなくてはならないものが甚だ多い。是等の諸問題も此際國民總掛りを以て解決しなければ、軍隊赤化の原因を、根本的に除去するは不可能である。さらば著者が本書を公にしたのは、之に依り速に是等諸問題の根本的解決をも併せて希望したからである。

著者は元來我軍隊に關する社會問題ばかりでなく、總て國家社會に關する社會問題は、我々の祖先が儒佛を咀嚼して、之を我國體と同化せし如く、現代に於ける有らゆる外來の新思想を咀嚼して國體と同化すべしとの理想を有する者である。皇祖皇宗の遺訓たる我皇道なるものは、偉大なる包容力を有し、如何なる外來思想も、之を咀嚼同化し得べき靈力を保有しあるは、我歴史の證明する所である。さらば著者は我皇道の包容力を以て、有らゆる新思想なるものを咀嚼同化するに於ては、

軍隊に聯關する社會問題の如き、之が解決の容易なるのみならず、一般社會問題の解決も、何等困難なきを堅く信ずるものである。

大正十一年一月五日房州岩井村高崎に於て

佐藤鋼次郎

軍隊と社會問題

目次

第一章 外來思想と我軍隊	一
一 世界に於ける日本の地位	一
二 我國體と外來思想	六
三 危險思想とは何んぞや	二二
四 法治と徳治	二七
第二章 軍備制限と我國防の將來	二六
五 戦争廢止の不可能	二六

目次

六 軍備制限問題の由來……………三三

七 軍備制限問題の基礎條件……………三七

八 華盛頓會議の結果……………四〇

九 軍備制限後に於ける我國民の覺悟……………四三

第三章 徵兵制度と社會問題……………四六

十 各國の兵役制度……………四八

十一 徵兵制度廢止の不可能……………五一

十二 理想的の徵兵制度……………五二

十三 我國軍隊教育の困難……………五九

十四 戰時大軍急造の能否……………六四

十五 學校教育及社會教育と軍隊教育……………六九

十六 過渡時代の徵兵制度……………七四

十七 徵兵制度の將來……………七七

第四章 デモクラシーと國防……………八三

十八 國體主義コルシクティヴズム……………八三

十九 組織的作用の妙諦……………八七

二十 社會主義者の理想實現……………九一

二十一 國家總動員の準備……………九七

二十二 皇室中心の社會主義……………一〇三

第五章 國民の軍隊化……………一〇九

二十三 國民と軍隊との接近……………一〇九

二十四	尙武的精神の鼓吹……………	一四
二十五	普通學校に於ける軍事教練……………	二三
二十六	在郷軍人會……………	二九
二十七	青年團……………	三三
二十八	少年義勇團……………	三九

✓ 第六章 軍隊の社會化…………… 一四

二十九	超然主義の撤去……………	一四
三十	軍隊にデモクラシーの徹底……………	一五
三十一	指揮權の行使……………	一五
三十二	軍紀と禮儀……………	一六
三十三	將校の社交……………	一七

三十四	將校の常識養成……………	一七
三十五	兵營生活の改善……………	一八
三十六	兵卒の精神教育……………	一九

✓ 第七章 軍隊の復古…………… 一六

三十七	我國古來の武士道……………	一九
三十八	我國往古の軍隊……………	二〇
三十九	獨逸軍隊の惡感化……………	二三
四十	我軍隊の改造……………	二七

✓ 第八章 軍人の待遇…………… 三三

四十一	重大なる社會問題……………	三三
-----	---------------	----

四十二	重大なる國防問題……………	三七
四十三	社會に於ける軍人の地位……………	三三
四十四	將校下士の補充問題……………	三六
四十五	軍人に對する給與問題……………	四九

軍隊と社會問題目次終

軍隊と社會問題

陸軍中將 佐藤鋼次郎著

第一章 外來思想と我軍隊

一 世界に如ける日本の地位

由來我國には一派の論者ありて、日本が孤立の地位に滔るを甚だしく恐れ、日本は率先して世界の趨勢に順應し、國際主義に依て進退し、進んで我國民をして世界同胞主義一點張に歸向せしめんとするものである。此種の論は耶蘇教を基調とし、不知不識國家主義を去り國際主義に赴かしむるもので、其理想は結局世界各國の境界をも撤し、四海兄弟の實を擧げ、軍備の如きは無論之を撤

二
廢せん事を理想とし、良し此理想を直に實現し得ずとも、少くとも軍備の大縮小を斷行し、以て世界の平和を齎らんとするのである。

斯る理想は何人も之に反對すべき理由なく、殊に世界各國人中平和を愛好する事、他に匹儔なき我大和民族の如きは、他に先んじて双手を舉げて賛成するは無論である。唯疑問は我のみ眞面目に一意専心平和に貢献するも、白色人種か果して誠意を以て我と行動を共にするや否やの掛念なき能はざるのである。看よヴェルサイユの平和會議に際し、有耶無耶の間に海洋の自由に對する保障を骨抜きとし、我國の提案に係る人種的差別待遇撤廢案を否決せしが如き、又今回の華盛頓會議に於て、我全權に對し強制的に米國の提案に係る海軍協定率に屈從せしめ、四國協商に於て我帝國に屈辱を加へたるが如き、如何にしても彼等が眞に誠意を以て、我等と共に世界の平和に貢献せんとしつゝありとは受取れぬではないか。

試みに世界の大勢を看よ。大戰前に世界に於て兎にも角にも國と名くべきものは、總て五十四であつた。此五十四の中白色人種耶蘇教國は四十三で、其他十一箇國は有色人種非耶蘇教國であつた。而して之を世界人口及陸地面積とに照して觀察するに、世界の總人口大約十七億、其内白色人種は約五億八千萬、就中耶蘇教國に屬するものは五億六千萬にして、白色人種の管下に在る他人種は五億八千萬餘の多きに達し、其獨立を維持しつゝある他人種の人口は五億四千萬前後に減少し、前者は世界人口の三分二強、後者は三分の一にも達する能はざる状態であつた。然るに世界陸地の全面積は五千一百萬平方哩にして、其中耶蘇教白色人種國四十三の全面積は四千三百餘萬平方哩、即ち世界全陸地の八割五分を掩有し、他宗教他人種十一箇國の全面積は八百餘萬平方哩にして、僅に世界全陸地の一割五分を保有しありしに過ぎずして、即ち此兩者の比は五と一の割合であつた。而して其十一箇國は我帝國以外、稍々獨立の體面を存するも

のは、僅に支那及土耳其の二國に過ぎないとは、眞に情けない次第ではないか。

さて白色人種の支配下に在る、五億八千萬餘の有色人種か、果して幸福の生活を爲しつゝあるかと云ふに決して然らず。米國人の支配下に在る黑人、英國人の支配下に在る印度人か、如何に虚待を受けつゝあるかは、拙者『呪はれたる日本』に詳述しある如くである。尙ほ最近米國より歸朝せし者の實話に依るに、黒人に對する私刑は、現今も尙ほ白晝公然行はれつゝある。一昨年（一九二〇年）に於て私刑を受けたる黒人は實に三百人に上り、其内七名は焼殺されたと云ふ事である。由來耶蘇教に於ては、佛教に於て慈悲が禽獸まで及ぶが如くに、其仁愛の及ぶ範圍が廣大ならざるの感がある。等しく人類に對しても、白色人種と有色人種との間には、確かに著しき差別のあるのは、事實が之を證明しつゝある。耶蘇教の本旨が果して爾しかくあるや否やは姑らく措き、事實に於て白色人種の所謂人道なるものは、白色人種仲間を意味するは明かである。白

色人種か此差別觀を全然撤去せざる限りは、有色人種にして他宗教なる、我帝國の如きは、遠き將來は別として現代に於ては、どうしても國家の結束を鞏固ならしめなくてはならぬ。

白色人種耶蘇教國四十三箇國と對峙し、我帝國が他人種他宗教國でかりながら、嶄然頭角を現はし、我帝國よりも優等人種と自惚れせる、幾多の白色人種耶蘇教國を凌駕し、以て世界五大強國の一に加り得たるは、抑々何に依りて然りしや。一言にして之を掩へば、力の福音に絶たりつゝ來つたからである。其力とは何んぞや。國家の力である。此國家の力を一旦事有るに際し、舉國一致して發揚したからである。而して舉國一致以て之を發揚し得たのは、教育勅語に『我か臣民克く忠に克く孝に、億兆心を一にし云々』と宣へる如く、我國體の精華を發揮したからである。換言せば我國には皇室と云ふ偉大なる中心點があり、之に依り國家の結束力が鞏固であつたからである。

二 我國體と外來思想

一九一六—一七年の交、聯合軍の作戰が行詰りの極に達し、戰爭を以てしては到底獨逸を屈服せしめ得ざるものと悲觀し、如何に之を屈服せしめんかと凝議せし結果、遂に宣傳に依り獨逸國民をして、國際主義又は世界主義の傾向を懐かしめ、以て從來に於ける鞏固不動なる、彼の國家的結束力を弛緩せしむるの外なしと云ふに議論一致し、之が宣傳に極力努めたるが爲、獨逸軍をして内部より崩潰せしむるに至つたのであると云ふ事である。米國人中には現に我國に對しても、此筆法を用ひ日本人をして國際主義又は世界主義の傾向に趨かしめ、以て我國家の結束力を微弱ならしめんとし、之が宣傳の爲莫大の金を投しつゝあるは、著者が翻譯せし『日本と戦はん乎』の著者米國コロンビア大學教授ピトキン氏の口吻に依るも、推測に難からぬのである。ピトキン氏の如き日

本に對する、公平なる觀察者すら、其著書中に於て盛んに我國體を呪咀せるは、日本が強盛に赴きつゝある原因は、一に日本の國體に基くとし、極力其國體なるものを破壊し、日本人をして國際主義又は世界主義の傾向に赴かしめ、以て國家の結束力を微弱ならしめんとするのである。一念茲に至れば、我言論界の趨勢に鑑み、轉々寒心の至りに堪へないものがある。

由來佛教は世界同胞主義の傾向を有し、我忠孝を基調とし、國家の結束力を鞏固ならしむるに重きを置きたる、我皇祖皇宗の遺訓に基ける、我國體なるものとは相容れないのである。儒教に至ても稍相似たるの傾向を有し、現に物徂徠の如き儒教心醉者は、較もすれば我國體を忘れて、直譯的に儒教を鵜呑にせんとしたものである。極端に西洋の新思想に憧憬せる、支那の所謂新人輩は姑らく措き、梁啓超の如き老成人すら大に世界主義を主張し、氏は『國民形成の大事業と世界大同の理想』なる論文を公にし、其中に先づ『吾國民大成功の根

本理想は世界主義なり」と喝破し、尋いて「國家なる一語に如何なる特別重大の價値を有するや、吾國民は之に對して、深き理解を有せず。吾國倫理の系統は修身也、齊家也、治國也、平天下也、即ち個人(身)を以て其起點となし、世界(天下)を以て其極量となせり。而して國家は僅に家族と隣伍し、共に同じく認めて進化途中の一過程とせり云々」と述べて居る。此根本思想は云ふ迄もなく、儒教に胚胎したものであつて、支那に於ては革命易姓を左程重大事視せざる所以である。

我々の祖先は斯の如く國體と相容れざる外來思想を、吸収して能く之を包容したものである。嘗に之を包容したばかりでなく、能く之を咀嚼玩味し、我國固有の神道と融和し、茲に世界の何れの教義にも優越せる、皇道なる我皇祖皇宗の教義が創造せられたるのである。殊に建國以來尙武的精神に富みたる、傳統的國民性を基礎とし、儒佛の外來思想と調和し、茲に渾然一種の騎士的教義か

創造された。之が神・佛・儒を融合せる一種の武士的道德律たる、武士道所謂なるものである。

今や前に述べたる如く、世界全陸地の八割五分は、耶蘇教國である。斯る世界の形勢中に在る、彈丸黒子の日本か、今日に於て恰も徳川時代に切支丹と稱し、之を邪教扱にするか如きは之を許さぬは無論である。嘗に耶蘇教に對してはかりでなく、其他西洋に於ける幾多の新思想の傳播に對しも、我國民を全然隔離遮断せんとするか如きは、恰も滔々として押し寄せ來らんとする狂瀾怒濤を、隻手を以て廻へさんとするの類である。さらば外來の新思想に對しても、所謂「食はず嫌ひ」に陥らす、少くも其要領を理解し、苟も我國家社會に裨益すべきものあらば、英を摘み粹を抜き、以て我國體と相容るゝ限りは之を採用するの雅量を有たねばならぬ、

現時代に於ける我陸海軍將校の多くは、其勤務の繁劇に過ぎ、薄給の爲餘裕

なく、素養の餘り單調なる、餘りに一般社會に超然たる等種々の原因あるべしと雖、其讀書嫌なるは、我一般社會中他に比類かない。従て思想問題の如きは、青年將校中には多少研究する者もないではないか、就中高級將校に至つては、殆んど全然無理解の者が多い。

而して社會主義と社會政策との區別すら無理解であつて、其社會政策は軍隊に關する事項にも、着々實現を見なければならぬものにも拘らず、之をさへ蛇蝎視する者が少くない。殊に笑ふべきは、嘗てデモクラシーの聲が、世に盛んになるや、之を異端邪教の如く思ひ、全然軍隊と相容れざるもの、如く思惟したるか如きか是である。さらば無政府主義の如き、共產主義の如き、全然軍隊と相容れざるものとし、之を耳にするさへ潔しとしない有様であるのも無理からぬ事である。然らば壯丁又は青年將校中、苟も新思想を口にする者あらば、其黑白をも辨せず、一概に危険思想なりとして排斥し、却て彼等を激成し、延

いて一般社會の反感を買ひ、世人をして世を擧げて文化生活に憧憬しつゝある現代に、獨り軍隊のみ舊時の專制政治を夢みつゝあるかの如く誤解しつゝあるは、國家の爲憂ふべきの至である。

三 危険思想とは何んぞや

「危険思想とは何んぞや」。是は苟も軍隊に職を奉ずる者の、先づ研究しなければならぬ問題である。之と同時に一般國民は、「今少し我軍隊を社會化し得ざるか」の問題をも併せて研究しなくてはならぬ。彼の新思想を指して、危険思想呼よばりをするは、恰も薄尾花すきはなを見て、其正體を究めず、幽靈なりと恐怖するの類である。

現代に所謂西洋の新思想なるものは、何れも數千年以前より東洋に存在せし、各種の政治哲學と結局に於て其歸趨を同ふするもの一にして足らずである。彼

のデモクラシーの如きは、孔孟の所説と台致するものが甚だ多い。孔孟の説く所の政治なるものは、盡く民衆の康寧を基礎とせざるなしで、唯現代のデモクラシーに比し、稍、抽象的であるのみである。所謂『天下は天下の天下にして一人の天下にあらず』で、其形式こそ異れ、民衆政治を意味するのである。彼の社會主義の如きも、西洋に在ては封建時代に於ける特權階級の壓迫か漸く除去せらるゝや、茲に代つて資本家時代なるものか現出し、ブルジョアかプロレタリアードを壓迫し、下層階級の人民は、所謂特權階級の專横を憤慨し、口に筆に之を攻撃するも、毫も之に耳をだに藉さず。依て窮餘の一策として直接行動に出で、腕力を以て特權階級を打破し、社會改造の目的を達せんとしたのである。さらば社會主義者の叫びは、畢竟善政を求むるの聲であつたのである。若し西洋に我皇室の如く、民を大御寶と思召おほしめされ、仁政を施す事に汲々たる主權者があつたならば、恐らく斯る危険性を帯ばなかつたであらう。古今東西を問

はず、血を流かさずして憲法を發布し得たる邦國は、日本の外殆んど世界に類例が少いであらう。之と同様社會改造の諸問題でも、爲政者にして達見あり、先手を打つて社會政策の實現を圖つたならば、我國情としては恐らく血を流かさずして、此諸問題を解決し得るであらう。斯く究明し來れば、デモクラシーも社會主義も、思ひし程に危険性を帯るものでない。唯共產主義や無政府主義は、稍、危険性を帯るの觀かないでもないが、是れとて次に究明するか如きものである。

共產主義の一部は我國にも往古實施されたものである。即ち井田法の如きが夫れである。土地の如きも我國に在ては、元來國有であつたものである。維新の當初藩藉奉還の上奏文中『土地人民は天子の有なり』の言のあるを以ても明である。共產主義は理想としては、一理由なきにしもあらずであるか、之が實行は頗る困難であるのは、露國勞農政府の失敗に依り明かである。さらば我國

に於ても舊制に復古し、共產主義に相似たる制度を採用すべきや否やは、理想論としては兎も角、實行論としては大に研究を要すべきものである。しかし共產主義の理論中、苟も善政の主旨に適合し、直に社會政策として實現し得たるものは、吾人は着々之が實現を望む者である。彼の我國に於て無政府主義と稱するものに至つては、元來其名稱の翻譯から如何はしいのである。無政府主義なるもの、原語はアナキーであるが、其語源は希臘語のアナー(無)アキー(支配)よりなり、『支配なき』と云ふ意味であるから、無政府主義とは『支配なき社會』と云ふ事である。クロボトキンの相互扶助論の如きも、動物は之を自然に放任し置かば、相互に助け合ふものである。人類社會も餘り干涉しなければ却て共同生活が圓滿に行はれるものであると云ふので、丁度老子が禮樂刑政などを罷めてしまわなくては、大道は興らぬと云つたと同様である。さらば無政府主義は老莊の學說に近邇してゐるのである。彼のバートランド・ラッサ

の説は、莊子の説に依つたものが多い。彼が支那に赴いたのは、支那新人の招きに應じて講演に往つたのではあるが、其實は老莊の學說を研究するが主な目的であつたとも云つて居る。無政府主義なるものが、果して老莊の學說と殆んど同一だとするならば、我國に於ては古來老莊學說の研究に關し、何等禁制を加へなかつたのに、クロボトキンの學說を祖述した、森戸教授に對し政府が制裁を加へたのは、聊か神經過敏の嫌がないとは云へないのである。

共產主義よりも無政府主義よりも、我々の一層危険に感ずるは、現時に於て直に國境を撤廢せんとするの思想である。

國際聯盟と云ひ國家聯合と云ひ、國際道徳は漸次向上しつゝある。さらば我帝國も苟も國際的共同生活を營まんとする以上、世界の氣勢に逆行して、國際主義に反抗するは決して之を許さない。しかしながら苟も宗教上の偏見の存在する以上、苟も人種的差別待遇の撤廢されざる以上、苟も軍備の必要を感ずる

以上、思想上に國境を撤廢せんとするは過早である。遠き將來は姑らく措き、現時に於て直に國境を撤廢せんとするは危険である。是が抑我々の危険思想と稱するものである。若しも斯る思想にして、我軍隊に侵入せんか、全然軍隊を破壊し去つて、軍隊の用を爲さざるに至り、此一隅の破壊よりして、延いて我國體を破壊するに至るのである。

此見地よりして、熟々現代の言論界を觀察するに、我政府も我軍隊も、我々が危険と認めざるものを抑制し、却て我々の危険と認むるものを不問に附しつゝあり。我新聞雜誌其他著書中に論載されある諸説中、身は博學鴻儒としての知名の士でありながら、其筆者が果して自己が日本人たるの立場を忘却せざるや將た既に國境を識別し得ざるに至り居らずやの疑なき能はざるものがある。我國體擁護の爲には、何にはさて措き、先づ斯の如き所説に制裁を加ふるが必要である。

彼の二百版以上も賣れたりと云ふ『死線を越へて』の如き、一見何等危険なきか如きも、教育勅語に示し給へるが如く、我國に在ては家なるものを重要視し、之を國の單位とし、家庭は親子本位とし、忠と孝とを以て國家を結束すべき、我國體の根本義を破壊し、彼の耶蘇教を基調とし、個人を以て社會の單位とし、家庭を夫婦本位とし、國家の結束に關しては吾人の如くに重要視せず、父母兄弟を無視し、一足飛びに世界同胞主義に趨り、之が爲外國人の義金を仰き得々たるに至つては、眼中國家なく、最早彼等の眼には國境の見境はないのである。斯る思想か軍隊に入るのこそ、危険至極と云はねばならない。

四 法治と徳治

國家の結束法を大體に申したなら、西洋は法治を主とし、東洋は徳治を主としたものと云ひ得べきである。孔子は論語に斯う云つてゐる。「之を道くに政

を以てし、之を齊^さふるに刑を以てすれば民免れて恥ることなし。之を道くに徳を以てし、之を齊ふるに禮を以てすれば民恥て且格^{いた}るあり」と。之を解釋すれば、國民を指導するに法政を以てし、之を統治するに刑罰を以てしたならば、國民には廉恥心がなくなつて、法網を潜^くることばかりを努める。是は丁度今日の我國の状態である。我國には古來立派な徳治主義の統治法があつたに拘らず、之を打棄て法治主義のみに依つたから、現在の如く國民に廉恥がなくなつて、法網を巧みに潜つて、甘い事をする者を成功者と思ふ様になつて、始末に追へぬ様になつたのである。其後段の意義は、即ち國民を指導するに道德を以てし、禮儀を以て統治したならば、國民は廉恥心に富んで、遷善向上するものであると云ふのである。數千年前に孔子が我國現時に於ける、法治の弊害をチャント云ひ當てたのは、眞に敬服の外なしである。

序手ながら茲に一言せんに、西洋の禮と東洋の禮とは、意義が少し相異して

ゐるのである。西洋では禮即ちセレモニーとは、重に儀式とか作法とか云ふ狹義のものであるが、東洋の禮と云ふのは、餘程廣義のものであつて、東洋では社會の結束は、主として禮に依つたものである。東洋の禮と云ふものには、官制や民法などの一部も含んでゐたもので、社會の結束に役立つべき道德律であつたのである。孔子が魯の定公から問はれた時に、斯う云つてゐる。「君・臣を使ふに禮を以てすれば、臣・君に事ふるに忠を以てす」と。さらば禮なるものは、下から上に對してばかりでなく、上から下に對する事まで含んでゐたものである。軍人に賜つた勅語中の禮儀なるものも、下の者は上の者を敬ひ、上の者は下の者を惠み、以て一致の和偕を得せしむるか本意であるから前に述べた孔子の言と同一である。

殊に我國體は徹頭徹尾情を以て成るものであつて、皇室と臣民との關係に於ても「義は君臣にして、情は父子を兼ね」と仰せられ、義理と人情とに依り結

合せられ、其他一般社會も、情を以て根本とせるは、耶蘇の愛、佛の慈悲、儒の仁と等しく、我國の特色である。而して情とは畢竟温情主義であつて、皇室と臣民の間よりして、父子兄弟夫婦朋友等は無論、稍大なる團體に於ても、古來盡く温情主義に依り一貫し來つたものである。然るに權利義務の一點張りを以てする、西洋の法治主義を直譯せる我學者中には、温情主義などを以ては勞動問題は到底解決し得べきものにあらずなど論ずる者のあるは、畢竟我國古來の國情民俗を知らざるからである。頼朝の部下を統御せるは、眞に温情主義の典型であつた。信長然り、秀吉然り、家康最然り、其他古名將は盡く温情主義を以て、人心を收攬したものである。當時に於ける是等武將と其部下との關係を見るに其目的は結局利を以て集り、其關係は全然雇傭關係に過ぎなかつたに拘らず、數萬の軍勢を打つて一丸とし、一令の下、水火尙ほ且辭せざらしめたものは、一に親分子分の關係を以てする温情主義に依つたからである。若しも

西洋にも我國の如くに、古來温情主義が行はれてゐたならば、歴史が我々に示すが如き、斯る劇烈なる革命運動は勿論、社會運動も起らなかつたであらう。

軍人に賜つた勅諭にも、勅諭の五箇條を行はんには、『一の誠心こそ大切なれ』と、仰せられてある。眞に然り。縦令露國過激派の宣傳に乗せられ、赤化せる者か部下に在りとも、勅諭の五箇條を誠心を以て實行し、躬行率先部下に模範を示すに於ては、至誠を以て動かざるものなしで、彼等をして軍隊破壊の目的を達すべき機會を與ふべき隙を有しないのである。然れども幹部が新思想に無理解なるは、過激化の傾向ある部下より、如何にも舊思想なるかの如く輕侮され、其訓誨に耳を傾けないであらう。故に軍隊に對する危険思想の宣傳を防止するには、幹部が新思想を一通り理解し、彼等に其國家及軍隊に對する、利害得失の如何を辯明し得るの識力を有するが必要である。

我國の古名將が部下を統御するには、徳望と威嚴とに依つたものである。是

は孫子の云ふ所の、將として備ふべき性能たる、智・仁・勇・嚴から來たもので智・仁・勇を備へて始めて徳望を得られるものである。智・勇は素より部下の仰いて儀表とするが爲に必要であるが、智能膽勇のみが如何に部下に優つてゐた所で、部下に對して温情がなくてはならぬ。そこで孫子は特に將たるの性能として仁を加へたものである。此部下に對する温情としては、種々ある事ながら何を差し措いても、部下に對する思遣おもひやり即ち同情心を第一としなければならぬ。即ち「卒伍と勞苦を分つ」など、云ふ事か、人心を收攬する要訣である。

日清戰役當時までは、我高級將校の中にも、斯様な性能を備へたものが少くなかつたものである。日清戰爭の始まつた當初、著者は尙ほ獨逸に留學してゐた。當時留守宅より送り越せし時事新報紙上に、大山將軍の陣中生活を報し、同將軍が兵卒と同一の物を食し、或時梅干うめはし一ツで晝食をしたと、口を極めて稱揚した記事があつた。著者は或日得意らしく或獨逸將校に之を話せしに、彼は

意外にも我等の見る所と反對し『過度に頭腦を使はねばならぬ首將は、之に相當する佳良の滋養分を攝養しなくてはならぬ、従て優良の給與を受くべき權利を有する。夫れに何んぞや兵食を以て甘んずるとは』と、却て反駁を受けたが、著者も當時は多少西洋崇拜の氣味があつたものと見へ、故ら彼に反對もしなかつた。其後歸朝を命せられ、日清戰役の末期に従軍せしが、當時の陣中生活は高級將校ですら、概して質素なものであつた、

然るに日露戰爭となると、所謂洋行歸りの將校が多きを加へた爲のでもあるが、陣地生活が漸く西洋の惡風に感染し、著者は當時攻城砲兵司令部々員として、第三軍司令部に直屬せしが、追に古武士の典型たる乃木將軍だけは自ら奉ずる事か甚だ薄かつたか、參謀長以下幕僚の贅澤さ加減と云つたら、實にお話にならない有様であつた。當時既に電話の利用が著しく發達しあつたので、軍司令部は第一線の團隊と、多く電話を以て連繫を取り、軍參謀の如き、餘り戰

線へは赴かなかつた。當時第一線に起臥せる中隊長等は斯う云つた。「我々は消耗品だ。どし／＼消費されるんだ。軍參謀などはどうだ。贅澤ばかりしてゐてとんと弾丸の來る所へは來ないぢやないか」と。此心理状態は、現今に於ける我労働者の資本家に對する心理状態と同一である。

義理と人情とに依る、温き共同生活を棄て、獨り冷かなる權利と義務を以てせんとする、西洋直譯の勞資關係は、労働者に取つては、前に述べた第一線の中隊長同様、資本家に對し不満の聲を發せずには、置かれなくなつたのである。政府が銳意・殖産興業を圖りし結果、實業に種々の保護を與へ、又實業を輕視せし往古の弊習を矯めんとせし爲、俸を多くし賞を厚ふし、某會社の一支店長にして、國務大臣以上、大尉の殆んど十倍に等しき俸給を與へ、人物を此方面に吸収せんとせし結果、實業社會の重役・使用人は、意外に多くの富を蓄積した。何等理想なき者か富を得るや、労働者の面前をも憚らず、妓を拉して自動車を驅り

酒樓に長夜の宴を張る。而も労働者の生活状態は依然として舊に仍り、餘りに割合が好くなかつた。斯くては不満の聲の起るべき筈ではないか。

第三軍の幕僚が机上兵を談ずるの間、道に乃木將軍は日夜硝煙彈雨を冒して戦線を見廻つた。斯く將軍が身を以て儀表たり、又部下の勞苦に對する思遣の厚き温情は、全軍の士氣を旺盛ならしめ、百折不屈の氣象を鼓舞したものである。著者は昨秋講演の爲足尾に聘せられ、此機會を利用して、聊か労働問題を研究した結果、大に得る所があつた。實に驚いたのは、古河市兵衛の徳望が、今尙ほ嘖々たるもの、ある事である。之に反し當代の古河主人は、如何にも貴公子然たる好人物ではあるが、先代の如くに屢々山にも來らず、來たとしても殿様然として來り、先代の如く夫々の勞苦する所を見分する事もなく、從て思遣も何にもないから、從て徳望どころか、彼に對し非常に反感を懷くものが多いと云ふ事である。之を乃木將軍が戦線を驅馳して、第一線の將卒と勞苦を分

つた話と對比し、思半に過ぐるものがあるであろう。由是觀之資本家が乃木將軍の心を以て、労働者に臨めば、労働問題など起り様はないのである。之に反して資本家が乃木將軍幕僚の如き心を以て、労働者に臨めば、労働問題を起さいらんとするも能はさるのである。所が現今の資本家は乃木將軍でなくて、其幕僚と同様である。夫れでは労働問題を惹起するのも無理はないではないか。親が不身持でありながら、其子供のみを善良に育てんとするの不可能なると同様、資本家のみ勝手な事をして、而も労働者の沈黙を望むは不可能である。我々と雖労働問題が徳治主義のみでは解決し得るものとは信じない。無論幾分の法治主義を加味するが必要であるとは信するが、どちらかと云へば徳治七分、法治三分位が、我國情民俗に適するものであるまいかと考へる。我軍隊も同様で、我軍の將校、就中高級將校が乃木將軍の心を心とし、以て部下に臨んだならば如何に赤化せる壯丁が多きを加ふるとも、軍隊の基礎に動搖を來すべき恐は毫

頭あるものでない。然るに近來高級將校中、其子女を富豪と縁組せしめんと汲々たりとか、其家庭の紊亂を世に暴露せらるゝとか、中央部に在る將校連が連日連夜宴會のみに忙殺されてゐるとか、之を乃木將軍に比すれば、其距離が甚だしいものがある。斯くては軍隊内に於ける危険思想の醗酵するのも、無理からぬ事共である。注意すべきは、青年將校よりは、寧ろ高級將校に在るのは頗る遺憾とする所である。

第二章 軍備制限と我國防の將來

五 戦争廢止の不可能

國際聯盟の提唱せらるゝや、我國の學者、宗教家などの中には、之に依り恒久平和が容易に得らるゝものと夢想したるものもあつたが、全然希望に反した結果となつた。今回の華盛頓會議も軍備制限には多少の効果はあつたが、戦争廢止には差したる效能はあるまい。元來戦争廢止の主張の如きは生物學上の原則よりしても到底不可能の事である。元來國家は一種の有機體であつて、固有の生存欲と權力慾とを有す。殊に國家は永遠の生存慾を有し、其上國家は權力を得て優勝者となり、無限の發展を爲さんとするの慾望を有して居る。然るに若しも百事平和論者が希望するが如くなれば、國家は生存慾も權力慾もなく、從て發展の銳氣を喪失し保守的・消極的・退嬰的となり、文明の進歩發達は到底

得られないこととなる。加之所謂『敵國外患なければ其國常に亡ぶ』で、斯る國家は萎靡振はざるばかりでなく、國民が極端なる利己享樂を事とし、遂に腐敗の極に達し、結局國家なるものが成立しないことになる。

何れの國家も生存慾を有するは無論、權力慾を有し無限の發展を期す。是に於て乎、資本主義なるものに依り其慾望を満たさんとし、其手段は商業主義にも依ろう、軍國主義にも依ろう、將た海國主義にも依ろう、が兎に角茲に個人間に於けると等しく、生存競争なるものが生じ、從て優勝劣敗なる奮闘を免れないのである。

個人が若し政府の下に立たず、無警察の狀態に在つたならば、各其慾望を逞ふし、常に争闘が絶えないであろう。國際聯盟は恰も世界が統一されたかの如く、各國を取扱はんとするのであるが、世界の主權が定り、世界國が創立せらるゝでなくば、強國が勝手に作つた約束、而も其實一・二のものゝ意思に成立した

聯盟規約を、一國の憲法の如き效力を有せしむるには、各國の憲法制定が多く血を流した結果であると等しく、更に幾多の世界戦が行はれなくはてなるまい。

國際聯盟規約が憲法の如く有力のものとなるの時代は、果して百年後か、將た二百年後、或は數百年後か、或は又到底見込なきやも測り難い。苟も世界が恰も個人の無政府の状態に在るが如くなる以上、戦争は決して絶滅しやう筈がない。ホーマー・リーの著書に依ると、紀元前十五世紀より現代に至る、凡そ三千四百年——即ち三十四世紀——間に於て、平和の時期として算ふべきものは僅かに二百三十四年に過ぎないとのことである。之を計算したなら世界は十三年六ヶ月戦争が続いて、其間僅かに一ヶ年平和であつたのである。

さらば速に世界國を創立して、是等幾多の争闘を絶滅せんことは、恐らく世界全民人の切望する所であるが、世界の最強國が眞に發心して、正義人道に貢

献し、有らゆる慾望を放棄し、世界人類を救済するの外他意なきまでに悟道徹底しなくては、世界國の創立などは出來得べき事でない。ウキルソン氏の如きは羊頭を掲げて狗肉を賣るものに過ぎない。良しウルキソン氏が眞に誠意だとしても、米國の如き民主的の國は、議論が多くて世界國主宰の任に當るのには不適當である。ハーディングが國家聯合を策すとか云ふも、到底國際聯盟以上の効果を齎すべきものではあるまい。露國皇帝ニコラス二世は一八九九年第一回萬國平和會議を提議し、世界二十六箇國の代表者を海牙に會同したが、國際紛争平和的處理の方法すら充分の目的を達し得なかつた。尋て一九〇七年第二回平和會議を開催せしも、兩回共總て豫期の目的を達し得なかつた。當時露國の國際的地位は、平和會議の主催者としては最適任であり、又米國の如き共和國と異り、露帝が是なりとして決定した事は、國內に反對するものなく、平和會議にして豫期の目的を達せば、進んで世界を統一し世界國を創立するも敢て不

可能ではなかつたかも知れない。然るに豫期の一小部分をも其目的を達し得なかつたのは、露帝の技倆と徳望も不充分でもあつたらうし、露國を信用するものも少かつた爲であらう。

現在の國際狀態は、總て英米を中心として廻轉しつゝある様に見へる。而して英米間は流石同一アングロサクソン人種たるが爲、相乖離するが如きことなきやの如く思はるゝが、決して然らず。既に現在に於ても種々の點に於て利害の衝突を見、暗雲低迷の狀態である。此兩雄が一身同體となり、世界國の創立に努力するが如きは、到底得て望むべからざる現状である。然らば戦争廢止などは思ひも寄らぬことで、紀元前十五世紀よりの統計が示す如くに、十三年六箇月目に僅かに一年位の割合に、平和を得るものと見做した方が確かであらうと考へる。

六 軍備制限問題の由來

國際聯盟規約中軍備制限に關する條項は、規約第八條の第一項であつて、即ち「加入各國は平和維持の爲には」國家の安全に適應すべき程度に於て國防を縮少し、共同行爲に依り國際上の義務遂行の要あるを認む」と規定してある。此條項を研究するには、先づ國防なる文字の意義を解釋することが必要である。國際聯盟規約中に於ける國防なる文字は、英語に於けるナショナル・デフェンスなる文字を用いて居る。此文字を國防と譯したりとせば、此國防なる文字の意義は廣義に亘り、常に本來なる國土の防禦のみに限らず、國外なる領土及勢力範圍に在る利權の所在地を含有することとなる。國防の意義が斯の如く廣義に解釋すべきものとしたなら、我國に取りて國家の安全に適應すべき程度とは、無論東亞の平和を確保する事を目的としなくてはならぬ。何せなれば若しも對

岸なる我勢力範圍に、世界列強の何れかの國が侵入し、其地方に勢力を扶植するに於ては、我帝國の存立を危ふし、取りも直さず日本の國家の安全を保持する事が出来ないからである。日本が日清・日露兩戰役に於て、屍山血河の大犠牲を拂つて戰爭したのも、畢竟露國の勢力を對岸に扶植せしむるは、帝國の安全を危害するを以て、之を妨害せんとしたのであつた。戦後の今日と雖其狀況は同一であるのみならず、寧ろ列強の對岸の地に侵入せんとする有様は劇烈を極めて居る。

然らば聯盟規約の命するが如くに、眞に國家の安全に適應すべき程度に於て國防を最少限度に縮小するとしても、我國內の警備と、我對岸東亞大陸に於ける我利權を擁護し得るだけの陸軍力を必要とする。徒らに常備のみを増加せず、國民教育からして改善し、國民を軍隊化し、國民戰爭に際して國防上に弾力性を帶はしむるの諸施設が完備し、軍隊を根本的に改造したとすれば、別問題で

あるが、現状に於ては兎に角常備軍として相當の陸軍が必要である。

聯盟規約第八條に依ると各國の軍備計畫は、執行委員なるものに於て立案する事となつて居る。此執行委員なるものは、聯盟規約第四條に依ると、世界五大強國と他に加入列國四箇の代表者を以て組織する事となつて居る。又聯盟規約第八條の第二項には「執行委員は加入各國の地理的形勢及狀態に参照して、軍備縮少の計畫を立案し云々」とあつて、戦後に於ける各國の陸海軍備案なるものは、聯盟委員總會議なるものに附議せられ、軍備縮少案なるものは、執行委員が決定する事となつて居るのである。

軍備制限問題は海牙の第一回平和會議に提議されたが、種々の反對ありて不得要領に終り、第二回の平和會議には露國が再提出を差控へた。爾來其儘になり來つたが、軍備制限に關する希望は、平和論者又は社會主義者の意見であるのみならず、各國民の齊しく翹望する所であつた。戰爭中ロイド・ジョージ、

ビシヨン、ウキルソン等の有力者の演説中にも、屢々軍備制限の必要を主張して居る。されば聯盟規約中に軍備縮少の條項を挿入したのは、輿論を具體化したもので、戦争の慘禍に呻吟して居る國民が、其反動として之を歓迎するのは尤の事である。併しながら之を實施するに當りては、幾多の困難に逢着するであらう。先づ第一に各國の軍備の程度を定むるには、如何なる標準に依るべきか、聯盟規約には各國の地理的形勢及状態を参照すべき旨を記しあるが、其意漠然として捕捉し難し、爲めに論争紛擾の基となるの恐がある。

果せる哉、國際聯盟は先づ米國上院に於て否決せられ、茲に先づ一頓挫を來し、國際聯盟は全然權威なきものとなり、爾來國際聯盟委員會は、引續き開會せらるゝも、眞に小田原評定に過ぎざるの觀あり。米國が國際聯盟規約を批准せざりしは、素より相當の理由も事情もありたりとするも、兎に角横暴の行動なりと云はねばならぬ。而も『長い者には巻かれる』の諺の如く、我帝國は勿論

英・佛・伊も止むを得ざりしものか、國際聯盟の跡始末を其儘として軍備制限問題竝極東及太平洋問題に關する協定の名の許に、ハーディングの招待に應じ、華盛頓會議に列したのである。

七 軍備制限問題の基礎條件

軍備縮小を實行し得んには、先づ戦争の原因を除去しなくてはならぬ。而して日本と戦争の可能性を有するは、何んとしても米國であると云はねばならぬ。日米戦争を餘儀なくせしむる原因如何と云へば、日本の人口過剩問題である。日本は年々約七十萬の人口を増加しつゝあるか、食糧品の生産は到底之に伴はず、今後三十年の後には、如何にするも生活し得べからざるに至るとは、米國人中にも之を認め、日本人の爲海外に移民の地を與ふの必要を力説するものさへあり。若し日本に此海外發展の地を與へず、而も加州に移住し來ら

ば之を排斥し、加奈陀へも濠洲へも移民を許さすと云ふに至つては、結局日本をして窮鼠却て猫を噛むに至らしむと云ふのである。然らば軍備制限は我帝國も無論賛成なるも、尤づ其基礎條件として、少くとも『日本にて支那及極東露領に對し、經濟的發展を爲し得べき優越權を與へよ』との要求を提出するが必要であつた。日本が經濟的發展を東亞大陸に集中し得るに於ては、南米・中米・北米其他世界の各地方に移民を分散する必要なく、從て戰時廣く海上の交通を維持する必要が比較的減少し、海軍力の必要は、單に島帝國に對する太平洋方面の專守防禦に限られ、自然我海軍力に多大の減少を爲し得るに至るのである。

次に我陸軍を著しく減少せんには、支那及極東露領共、各其住民に依り速に鞏固なる政府を樹立せしめ、各其自力に依り其地方の警備を擔任し、外國人の生命財産を保護し得るに至らしむるに在るのである。之に反して是等の地方が

國際管理となり其住民の自力に依らず、交通網か不自然的の發達を爲さんか、其地方の自衛力の未だ發達せざるに、却て交通網のみ四通八達し、一旦事あるに際し、第三者たる何れかの邦國は、忽にして大軍を是等地方に集中し得るに至るのである。然る場合は等の住民にして自衛力のなき以上、我帝國は是等地方へ出兵して我利權の擁護に任じなければならぬ。是等地方が國際管理となるの結果は、歐米兩大陸との交通網も案外速に完成し、然る上は一旦事有るや大軍忽ちにして、是等地方に殺倒し得るに至り、爲めに自然我國をして大陸軍を要するに至らしむべし。故に『支那及極東露領の國際管理には絶対に反對する事』も、基礎條件に加へられなくてはならぬ。

以上の二條件に觸れずして、徒らに軍備の制限を議するは本を務めず徒らに末に走るの類である。

八 華盛頓會議の結果

華盛頓會議の結果如何は、著者か今本章を草しつゝある時までは、決定的には之を知り得なかつた。唯遺憾の至に堪へざりしは、著者か前條に掲げし如く、先づ軍備制限の基礎條件を提出して、之を協定せんとはせずして、其枝葉とも稱すべき、海軍協定を先きたるは、原因を後にし、先づ結果を協定せんとし、又は根本を後にし、先づ枝葉を協定せんとしたるが如き感を免れないのである。

一例せば今回の會議に於て、我移民の重點を何れの地に置くべきやに關し、列強より何等承認を得なかつたとしたならば、帝國民は從來の如く、南米にも中米にも北米にも、其他爲し得べくは英領殖民地にも移住せんと努むるのである。従て加州の如き紛擾は將來各所に起り得るものと認めなくてはならぬ。斯

る場合を想像せば、我海軍力か米國に對して六割とか乃至七割とかで、充分であるとの理由は、一寸常識では發見し得ない。我々か單に考へたならば、斯様な場合を想定せば、我海軍力は多々益々多きを望むべきではなからうと思はる。之に反し萬一我國の東亞大陸に對する、經濟的發展の優越權を認められ、將來我移民の重點を、東亞大陸に置くものとしたならば、太平洋方面は全然專守防禦で宜しい。従て場合に應じては、主力艦隊は全然撤廢して可なりとも云へる。唯主力艦隊があらは、攻勢防禦を採り、好機に乗じ逆襲に轉じ、敵の主力艦隊を全滅に歸せしめ得るの利益があると云ふに過ぎない。無論斯る場合にも我主力艦隊が大なれば大なる丈け、敵に加へ得べき打撃の程度も大ではあるが、通常逆撃の場合は、敵の疲れ切つた機會に乗るので、所謂「佚を以て勞を待つ」のであるから、六割でも無論可なり、或は五割でも可なりであるかも知れない。さすれば七割説を固守するにも及ばぬと云ふものである。

會議は徹頭徹尾枝葉の議論を以て終始し、肝心な極東問題に關しては頗る曖昧模糊なるものであつた。殊に日本か過剰人口の處置上、極力達成を望まなくてはならぬ、東亞大陸に對する經濟的發展の問題はどうなつたか、甚だ不明瞭なるのみならず、寧ろ既得制權までにも動搖を感ずるに至つた。加之太平問題も極東問題も、舅姑か多くなつて、却て之が解決を複雑ならしめたに過ぎない。

我國民は今や上下共に、益々生活難に襲はれつゝある。就中農村の疲弊は目も當てらぬ状態であり、之が爲小作問題は各地に喧しくなり、此上は過剰人口を海外に移住せしめて、之が緩和を圖るの外、何人も策の施すべきを見出ない。然るに日本の現状は殆んど八方塞りの有様にて、何れへ移民せんとするも排斥を受けつゝあり、彼の『日本と戦はん乎』の著者ビトキン氏の如きは、日本の斯る立場を能く理解し、日本は其對岸東亞大陸へは無論、南米でも中米でも黒其哥^{ノキシコ}へでも移民して可なり唯北米への移民は我々の死活に關する重大問題な

れば、之を避けさせたいと云ふが如き、口吻を洩らしてゐる。さらば我全權にして今少し放膽的であつたならば、東亞大陸へ對する經濟的發展に關する優越權を承認せしむるが如きは、尋常茶飯事であつたのに、是さへ得られそうでないきは遺憾至極である。國民に生活の安定を得せしめ得ざるは、社會問題を紛糾せしむるの動機である。個人か當然生存權を要求し得ると同様、國家は無論生存權を要求し得るのである。國家か當然列強に要求し得べき生存權を要求しなかつた爲、我國民が益々生活難に迫害され、國民が之が爲政府に向つて、猛烈に生存權を要求したならば、政府は板挾となつて、頗る當惑に堪へないであろうと思ふ。

九 軍備制限後に於ける我國民の覺悟

如何に列強の協調が成つて、軍備制限が成り立たとしても、前に述べし如く

戰爭を惹起すべき原因にして、依然除去せられざる以上、軍備は單に形式を變じたるのみにて、國民的軍備とでも稱すべきか、列強相互に國家の力を相競ふて養成し以て相拮抗せんとするに至るであろう。而して其所謂國家の力とは國民の精神力、國民の召集能力、國家の工業能力、國家の富力である。

さて此國家の力なる各項に就き、假想敵國と見倣すべき邦國と對比して考查せんに、第一我國民の精神力は果して日露戰爭當時の價値を存続しつゝありや否や。世界各國の狀況を観察するに、苟も大國民は各夫れ相當に特異の精神力を有す。即ち米國には米國魂あり、英國には英國魂あり、而も其國の爲政者先覺者は、極力之が鼓舞激勵に努めつゝあり、之を自然に放任せんか、何れの國民も利己享樂を事とし、自ら浮華文弱に流るゝは、文明の餘弊として免れない所である。此點に關し我國の現状は、頗る憂慮に堪へざるものがある。第二の國民の召集能力に關しては、人口の減少は我國に於ては、佛國の如く爾く憂慮

すべき状態には容易に至るべしとも思はれないが、しかし新マルサス式を鼓吹し、又歐米人中日本に對し、産兒制限に關する宣傳を爲しつゝあるものもあるから、決して安心は出來ない。唯國民の體育に至ては、一時國民一般に餘りに學問熱に傾いた爲、國民の保健状態は大に憂ふべきものがあつたが、近來稍々恢復せんとしつゝある曙光を認めたるは、大に喜ふべきである。然れども之を英米等に於ける體育の獎勵に鑑みると、眞に雲泥の相異がある。第三の國家の工業能力に至ては、從來に於てすら我工業能力は、歐米の夫れに比し遜色ありしも、艦船兵器の獨立を圖るの熱望よりして、政府が各種の保護を與へ、就中陸海軍が率先して、民間工業の發達を誘掖助長し來り、以て辛ふじて歐米に追及せんとしつゝありしに、今回の海軍協定に依り官立工場は大縮小を餘儀なくせられ、民間工場就中造船所、製鐵所等は多大の打撃を被り、之を其儘に放任し去らば、我民間工業を著しく退歩せしむるは明かである。さらば如何にして

今後民間工業の發達を企畫すべきは大問題である。第四の國家の富力を、更に益々増進するの必要は茲に喋々する迄もない。

斯の如く觀察し來れば、國民的軍備なるものは、畢竟國防の社會化である。從來は陸海軍と稱する、國民中のチャピオンのみの力に依り、國際間に力の平均を得來つたのであるが、世界の趨勢は軍備制限の協定に依り、此チャピオンの力に制限を加へんとするのである。今回の華盛頓會議は、陸軍縮小に關しては或は具體的の目的を達しないかも知れないが、何れ第二回第三回と會議を重ねるに従ひ、陸軍をも漸次縮小の目的を達し得る事となるであらう。斯の如く漸次國民のチャンピオンたる陸海軍備が縮小されたとして、前にも一言した通り、戰爭の原因が依然除去されない以上は、其相拮抗すべき力は、單に其形式を變し、國民的軍備として存在するのみならず、各國相競ふて之が充實を圖るのである。而して國民的軍備の要素たる、富力、工業能力に於ては、遠く我何

假想敵に及ばず、國民の召集能力も亦決して安心を許さざるものがある。然れども從來獨り以て誇りとせし國民の精神力は如何。是も亦容易に安心は出來ないではあるまいか。

第三章 徴兵制度と社會問題

十 各國の兵役制度

各國の兵役制度は古今東西を通じて、之を大別すれば、即ち民兵制度、傭兵制度及徴兵制度の三種である。

民兵制度は徴兵制度と共に、兵役義務制であつて、現今でも丁抹・諾威・瑞西諸國が此兵役制度を採用して居る。就中瑞西の民兵制度は頗る完全であるとの評がある。今瑞西に於ける民兵制度の概要を茲に擧げんに、現役在營は僅かに六十五日乃至九十日で、現役としての在役年限は騎兵が十箇年其他は十二箇年となつて居る。而して豫備役なるものはなくて、後備は騎兵が十箇年其他は八箇年である、さらは現役及後備役を通算して、在役年数が二十箇年で、此年數間に僅かに十一日間宛の復習教育が八回實施される事になつて居る。然らば斯

る短時日なる在隊間の教育のみでは、逆も佛獨及我國の如き徴兵制度を採用して居た軍隊と比較せば、其精銳の度は無論雲泥の差異があつたのである。之を補ふには是非共瑞西の如くに、普通學校に於ける軍事教育を大に奨勵しなくてはならない。

如何に普通學校に於ける軍事教育を完全にしても、到底常備軍として訓練した軍隊には及ぶべき筈がない。是に於て乎葡萄牙・和蘭・瑞典の如きは折中説を取り、一部は傭兵制度に依り志願兵を以て常備軍を設置し、其他は盡く民兵制度に依るものもあつた。

前に掲ぐるが如き諸國は、大戰前に於ては歐洲列強の勢力平均上と、各國間の國際關係とに依り、殆んど假想敵國なるものなく、唯嚴正中立を守るに當り交戦國をして其國境内に妄りに侵入せしめない様に、消極的の國防を施設するに過ぎなかつたから、斯る兵役制度でも國防の目的を全ふし得るの見込があつ

たのである。

備兵制度とは即ち志願兵制度で、大戦前に於ける英米兩國の兵制の如く、重に備兵を以て常備軍を編成するを云ふのである。此制度は大なる國軍を編成せんとするには不利であるのは、今回の世界大戦に於て英米兩國共遂に強制的徴兵制度を採用するの止むを得ざるに至つたのを以て、能く之を證明して居るが平時でも可なり待遇を善良にしても、應募者少く從て良好なる素質を得難きは英米兩國の共に苦心せし所である。

元來備兵制度は多くの經費を要し不經濟であるが、英米兩國の如く其富に比較し、其常備軍が著しく少數であつた爲、經費問題は餘り重要視せられなかつたのである。然れども世界に於ける多くの諸國は第一財政上から備兵制度の採用を許さぬので、どうしても兵役義務制に依らなければならなかつた。加之開戦當初から可なり強力の陸軍團隊を要する諸國は、勢ひ徴兵制度を採用するの

列國陸軍兵制及兵役一覽表

國名	兵制		兵役		義務		制		兵制		志願兵		米英兩國	
	現役在營期	現役	豫備後	豫備	軍	軍	民	兵	常備	混用	常備	混用	正規軍	民兵
日本	二年	三年	三年	三年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年
佛國	三年	三年	三年	三年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年
伊國	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年
露國	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年
獨國	三年	三年	三年	三年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年
奧洪國	三年	三年	三年	三年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年
塞國	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年
西國	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年
希國	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年
白國	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年
葡國	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年
瑞典	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年
丁抹	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年
諾威	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年
瑞西	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	三年

備考
 種充兵十二年四箇月
 約三年(第一
 一七四(四〇迄)
 一七四(第三)
 (一七四)
 種充兵十二年

種充兵十二年
 第二國民は未教育兵
 第二國民は未教育兵
 種充兵十二年

種充兵十二年
 第二國民は未教育兵
 第二國民は未教育兵
 種充兵十二年

種充兵十二年
 第二國民は未教育兵
 第二國民は未教育兵
 種充兵十二年

種充兵十二年
 第二國民は未教育兵
 第二國民は未教育兵
 種充兵十二年

種充兵十二年
 第二國民は未教育兵
 第二國民は未教育兵
 種充兵十二年

種充兵十二年
 第二國民は未教育兵
 第二國民は未教育兵
 種充兵十二年

年	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
...

外なかつたのである。而して徴兵制度に於ける現役在營期は、大戦前は普通二年乃至三年であつた。現役、豫備役、後備役を通じての年数は我國では十七年四箇月であるが。大戦前には佛國は二十一年、伊國は十二年、露國は十七年、獨國は二十年であつて、其他の小國も大同小異であつた。

世界大戦末期に於ける世界列國の陸軍兵制及兵役の概要は附表に示すが如くである。但し英米兩國は戦争間徴兵制度を採用せしも、其國情は之を繼續するを許さざるを以て戦後之を廢止した。佛・伊・兩國は依然徴兵制度を存續しあるも、戦後其現役在營期間を佛國は一箇年半に、伊國は八箇月に短縮した。

十一 徴兵制度廢止の不可能

我國に於ける兵卒の總人員は約貳拾四萬人（簡明を主とし適當に四捨五入した概數を擧ぐ、金額亦然り、以下之に倣ふ）であるが、之を傭兵とせんには少

くも一箇年の支給金額が現在のものに比し、各人に平均貳百圓宛は増加しなくてはなるまい。斯く増加した所で、月給として平均僅に貳拾圓位にしか當らないから、物價騰貴の今日に於ては、逆も素質の良好なる志願者は得られないであらう。夫れですら陸軍省經常費に約四千八百萬圓、即ち約五割の増加を要する事となるのである。

加之備兵制度を採用せば、戦時に方り團隊の増設に必要なる、多大の人員を産み出すべき方法がないから、英米の如くに之を補ふべき變則的徴兵制度を併用しなければならぬ。一例せば米國に於て一般軍事教練と稱し、年年六拾五萬人の壯丁に軍事教育を施しつゝあるの類であるが、斯る施設を爲すとせば更に之に要する經費を加算しなくてはならぬが、其金額は實に驚くべき莫大のものとなるであらう。

元來徴兵制度は經濟的軍備を目的としたもので、其起源は十九世紀の初、即

ち普國フリードリヒ・ウキルヘルム第三世の時代、普國が佛國と戦ひ、ナポレオンの爲め慘憺たる敗北を招き、爲めに普國は困厄の極に陥り、財政の窮乏甚しく、軍備を充實せんとするも殆んど施すべき手段なく、是に於て平シャルンホルストの起案に係る、徴兵制度なるものを採用し國民の愛國心に訴へ、臥薪嘗膽、國民皆兵の主義を貫徹し、平時には成し得らるゝ限り、少數の兵員を養ひ經費を節約し、以て戦時に方り、多數の兵員を動員し得る如く爲したものである。

我國の徴兵制度も亦大體に於て、シャルンホルストの創造せしものに準じたもので、其兵役を現役三年、豫備役四年四箇月、後備役十年、之を合して十七年四箇月即ち約十八箇年となつて居る。今回の改正に於て各兵種共現役在營期間か二箇年となつたから、總て全兵役年間の九分一に相當する期間のみ在營する事となつた、さらば一人が常備軍として在營し、他の八人は歸郷して各々其生業に従事して居る割合である。而して戦時に方つては此八人を召集して始め

て戦時編制を完成し得る事となつて居る。是が國民皆兵の徴兵制度で、最經濟的なる軍備である。

加之徴兵制度はシャルンホルストの創造當時よりして、國民教育に依り尙武心の涵養に勉め、男子にして兵役義務を荷ふは最名譽なりとの觀念を發達せしめたものである。昔に普國のみならず、他の諸國に於ても粗ぼ相似たるものであつて、是か一般に雇傭契約に依る傭兵制度に比し、徴兵制度に依る軍隊が、精神上に於て優秀であつて、從て戦場の優勝者たりし所以である。

殊に我帝國には古來より此制度が存在したもので、我臣民は一朝事あるに方つては、擧つて一身を犠牲として、君國を防衛するを本分としたものである。彼の『海行かば、水つく屍、山行かば、草むす屍』の古歌の如く、一旦有事に際しては、國民擧つて大君の馬前に討死するの覺悟から、此徴兵制度が成立つて居たものである。然るに鎌倉幕府以來七百年間此制度が中絶して居たが、王

政復古に依り天皇再び兵馬の大權を總攬せらるゝ事となり、尋て普國の例を參酌して、現今の徴兵令が制定されたのである。

我帝國が世界五大強國の一に加り得たるは、畢竟我軍の精神力が旺盛であつた爲、常に劣弱なる物質力を以て、強大國を撃破し得たから、此結果を齎らしたと云ふも過言ではあるまい。而して斯の如くに精神力の優秀なりしは、建國以來の歴史を有する我徴兵制度の賜である。然らば我國に於ても早晚徴兵制度の廢止せらるゝが如き事あるへきや否やの間に對しては、假りに經費の増加は頓著せずとしても、我國に於て徴兵制度を廢止せんとするが如きは、先づ以て不可能の事であらうと答へ得るのである。

十二 理想的の徴兵制度

今回の戦争間各國軍が補充兵の教育に使用せし期間は左の如くである。

英國	十四週間
佛國	四・五箇月
露國	八週間
獨國	四箇月
奧國	二箇月

前掲は補充隊に於て戦線に立ち得る如く、單に基礎教育を完了するに要した時日に過ぎない、戦地に差遣されてから、其屬せられたる團隊の任務又特異なる戦況に適應する如く其教育を補修し、其他戦地でなくては教育し得ざる事を教育する等、戦地に於ける教育は此時日以外であるが、其期間は區々にして一定して居なかつた。今佛獨兩軍に於ける各年次兵の、徴集より戦場に出現せし迄の期間を調べて見るに次の如くである。

國別	徴兵年次	徴	集	期	戰場出現期	教育期間
----	------	---	---	---	-------	------

獨		佛	
一九二八年兵	一九一七年五月以降	一九一四年兵	一九一四年八月
一九二七年兵	一九一六年二月末乃至四月	一九一五年兵	一九一四年十二月乃至一月
一九二六年兵	一九一六年九月乃至一月	一九一六年兵	一九一五年四月乃至五月
一九二五年兵	一九一五年五月乃至六月	一九一七年兵	一九一六年六月
一九二四年兵	一九一四年十月乃至翌年二月		?
			?
			一九一五年三月以降
			一九一五年九月以降
			一九一六年七月以降
			一九一六年二月乃至三月
			一九一七年五月以降

以上の事實に徴すれば、國民の體育が完全で、尙ほ普通學校に於ける軍事教練、其他青年團、少年義勇團等社會教育が發達して居るなれば、徴集されてよ

り戦場に出現する迄の教育期間は、充分に見積つて、六箇月として可なりである。さらば六箇月兵役と云ふ事は、理想的の徴兵制度である。伊國が八箇月兵役としたのは、必しも突飛とは云へない。佛國も或は漸次尙は其在營期間を短縮するであらう。我國に於ても在營期間を六箇月とし、壯丁全部（極めて小数の取除けを以て）を入營せしむるのが、假りに経費の増加に頓著さへしなければ、デモクラシーの見地より、是非目標として進まなければならぬ所の徴兵制度である。

然れども我國の現状を以てして、六箇月の軍隊教育を以て、果して戦闘の要求を満足せしめ得べきや否やは大問題である。之を實行し得んには先決問題として、國民・社會及軍隊の根本的大改造が行はなければならないのである。其上経費の莫大なる増加は、覺悟の上でなくてはならぬ。さらば此理想案の實行も決して容易の事ではなからう。

殊に世界大戦は多く陣地戦であつたが、六箇月兵役を以て、果して運動戦の要求を充たし得べきや否やは、大に研究を要す。さらば是非共六箇月兵役を實現せしめんとするには、之が爲特別の施設が必要である。

十三 我國軍隊教育の困難

長年米國に留學した支那婦人が歸國して、次の様に語つたと云ふ興味のある話がある。「米國の郊外へ行つて見ると、垣根も塀も作つてない家や芝生の多いのに驚く。一見誰の所有とも定つて居らぬらしく、出入自由と云ふ有様なのでそんな氣になつて、理由もないのに、無斷に足を踏み入たりしたら、大失策、大恥をかゝねばならぬ。垣根も塀も作つてないのは、一般の公衆が人の所有權を尊重し合ふ事を承知して居るからである。是と同じ意味で、米國青年男女の間柄は誠に自由で、何んの束縛もをい様に見へるが、實際に於ては、其根底に

確固たる原理の上に築れた制限、法則と云ふものがある云々』と。

之と同じ様な話であるが、歐米諸國の兵營は日本の兵營の様子に柵や土堤が嚴重に繞らしてあるのは殆んどない。日本の兵營は柵や土堤で取り巻かれて居るばかりでなく、枳殼を植へ忍返しのびがへしをさへ設け、一見監獄の如くである。名譽ある必任義務の軍人を取扱ふ方法としては、決して適當であるとは認め得られない。しかし夫れは取締る者の罪であるか、將た取締らるゝ者の罪であるか、大に考究を要する問題であつて、恰も我國の現狀に於ける青年男女の解放と等しく重要な社會問題の一である。

人を馬に譬へるのは如何はしき事ながら、我國の徵發馬ほど始末に於へぬものはない。動員下令の度毎に、我々が挺子摺てこやったものであるが、咬む蹴る、衝をはずして逃げ廻る。しかし夫れが馴育調教と稱して、之を扱ふに法を以てして教育せば、乘馬ともなり輓馬ともなり、隊列を組んで一絲紊れざる行動を爲し得

るに至るのである。是れ一に我國民間の馬は、多くは一匹宛飼育せられ、群集して共同的に生活し行動する事に慣れざる爲である。然るに歐米に於ては民間に在ても、馬の馴育調教宜しきを得て居るから、之を徵發して始めて集合せしときに於てすら、我國の徵發馬の様な大騒ぎはない。従て之を集團して軍隊的に行動せしむるにも、教育が容易に短時日に其目的を達し得るのである。

我國の壯丁が始めて入營するや、道に人類であるだけ、徵發馬の様な喧噪はしない。寧ろ陸軍は壓制なりとの噂が先入主となり、悄然として不安の状態に在るが、少し兵營生活に慣るゝと、入營前に感染した有らゆる悪慣習が擡頭し來り、上官の監視の下にては芒鋒を包んで居るが。其監視外では徵發馬にも劣らぬものが多い。

我國に於ける現時の社會生活は、一般に餘りに放縱不羈である。之と正反對に兵營生活は、世界各國に餘り見ざるが如く束縛不自由である。さらば今より

十數年前までは其氣の弱き者は、萎縮して厭世觀を起し、逃亡を企て、甚しき
 は自殺を圖る者さへ往々にしてあつたものである。之に反し勝氣の者は、益々
 反抗心を高め、遂に極端なる惡漢となるものさへあつた。斯の如きは苟も徵兵
 制度を採用する外國軍には、殆んど見る能はざる現象である。我兵營生活が極
 端に束縛不自由となつたのは我陸軍が畫一主義を採り、徒らに外形に依り軍紀
 の嚴肅を衒はんとしたる罪でもあるが、其主たる原因は壯丁が自ら國家の干城
 たる重大の責任を帯ぶるものたるの自覺なく、共同生活の觀念もなく、從て公
 共精神に乏しきに依るものである。例へば軍隊の行動上時間の勵行如何は、戰
 鬪の勝敗を左右すべきものである。さらば平素兵營生活に於て時間を嚴守せし
 むるは、重要な軍隊教育の一である。然るに兵卒は呼集又は歸營に遅るゝが
 如きは、案外無頓着である。又兵營の如き多人數の共同生活に於ては、火災の
 豫防は最嚴重にしなくてはならぬ。されば喫烟は所定の場處でしなければ危険

であるは多言を俟たない。斯る見易き事柄でさへ之を履行せしむるは頗る困難
 である。爲めに種々細密なる取締上の規則を設け、絶へず之が實行を監視して
 も、容易に勵行されない。遂に之を嚴罰すると云ふ様に、次第々々に嚴重にな
 つたのである。

軍隊教育は素より、戰鬥動作の教育ではあるが、之に伴ひ軍人精神と軍紀の涵
 養に力を用ひなければ、健全なる軍隊を練成することは不可能である。多くの
 外國軍では軍隊教育としては、戰鬥動作の訓練には力を用ゆるが、我國の如く
 軍人精神と軍紀の涵養に、左程著しく努力するの形跡は認めない。夫れは畢竟
 するに我國民一般が、國家社會の共同目的を理解しない。共同生活の一員とし
 て完全なる個性を發揮するの努力が缺如して居るからである。換言すれば公共
 精神が乏しいからである。其上學校教育及社會教育に於て充分に規律の訓練を
 得て居ない爲である。斯く研究し來れば、結局前に述べた様な事實は我社會の缺

陥が、國民の縮寫景たる軍隊に現はるゝのである。

十四 戰時大軍急造の能否

戰爭間に英國は平時兵力の三十一倍に、米國は二十八倍に増加した。戰爭間に三・四百萬乃至五・六百萬人の大軍が急造し得らるゝものとせば、平時徴兵制度に依り多數の兵員を訓練するの必要なきが如くに思はるゝならんも、英國の財力の無限なる、工業力の絶大なる、物質の豊富なる、新軍編成に最有利の地位に在てすら、英國新軍が出征し得しは開戦後約十一箇月であつた。此十一箇月の日子は之を古來の戦史に徴するに、戦局の既に大勢を決するの日數である。獨逸軍が對佛作戰を誤りたる爲、幸に新軍編成の爲時間の餘裕を得たのであるが、英米が戰爭となつてから大軍を急造し得るの可能性を有して居たのは、國民の素質が我國に於けるとは、天淵月鼈の相異があつたからである。

(一)體格 等しく軍隊教育を受けないものでも、歐米人は其姿勢が概して日本人より端正のものが多し。姿勢の端正なるは、體格が完全に發育して居る象徴である。日本人には姿勢の端正でないものが比較的に多し。壯丁が新兵として入營した當初には、殆んど完全な姿勢のものは一人もない。多くの壯丁は體格に種々な固癖を有する。此固癖は身體各部の發育が不完全なるので、各種の姿勢動作を爲すに障碍となるものであるから、新兵入營の當初教練の實施を始むると同時に、徒手體操、器械體操等に依り之を除去することに勉めるのであるが、是か我國に在ては他の外國軍に見ざる難事業である。此困難を除却するには、一般社會の生活狀態が改善せられ、國民が一般に體育に注意し、常に體力を強健ならしむるばかりでなく、身體各部の發育を完全ならしむることに努力せしめなくてはならない。

(二)尙武的精神 歐米に在ては婦人すら、狩獵もする、撒紙競馬もする、山野

の跋渉もする。まして男子が勇壯なる方面の遊戯を好むのは無論のことである。殊に貴族富豪の子弟は勇壯なる遊戯を好み、山野を跋渉して露營に一夜を過し、帆船を操縦して海洋を驅馳するなど、武張つた事に趣味を有し、軍隊生活や艦上生活は、縦令義務として強制されずとも、好んで爲さんとする所である。さらば一旦有事に際し之を召集し、單に之を集合せば、能く團結し協同し、加之好んで軍務に従事し、恰も幾分か訓練された軍隊の如き形を爲し、單に戦闘動作さへ教育せば、或は將校とし、或は下士とし、或は又兵卒とし、其材幹次第に應じ、戦闘任務を負はしむることを得るのである。之を我國に於ける貴族富豪の子弟が多くは身體纖弱にして、従て勇壯なる趣味を解せず、其結果徵兵忌避の罪さへ犯すものあるとは雲泥の相違である。唯英米にしても下流社會に至ては、尙武的精神比較的乏しと雖、之を我國の如く上流社會が文弱的なるに比すれば、其軍隊編成上に及す利害は同日の論ではない。

ない。

(二)軍事智識 歐米各國に在ては一般國民の軍事智識は著しく發達して居る。従て婦人に至るまで、觀兵式、觀艦式に非常の趣味を有し、能く艦船部隊の整頓、行進の巧拙を理解し、艦船兵種を識別し、艦船聯隊の戦歴を知悉するなど眞に驚くに足るものがある。斯の如くに能く艦船部隊の實質を理解するからして、自然軍事上の趣味を有するのである。凡そ軍事智識に乏しと云ふも、日本人の如きは世界に稀に見る所である。其證據は彼の荒唐無稽の戦争畫が、有力なる雑誌に掲げられ、何人も之を無頓着に看過するを以ても知るべきである。其結果は各兵種の區別や、武官の階級の如き、歐米では三尺の童子も知悉する事柄を、壯丁入營後に非常な努力を以て教育しなくてはならないのである。軍隊に對し何等趣味を有しないのみならず、徵兵を忌避せんとするものさへあるも、無理からぬことである。

(四)規律と禮儀 明治維新前の我國の社會は、德治主義を採り、主として禮儀に依り結束されたものであるが、一たび西洋に於ける法治主義の統治法に觸るゝや、古來傳承せる禮儀を重んずるの淳風美俗を悉く破壊し去つた。而して法治主義には、是非缺くべからざる規律の訓練と公共精神の發達が、之に伴はなかつた。軍隊の如き整然たる共同生活を營まなくてはならぬ所には、規律と公共精神とは兩ながら寸時も缺くことを許さぬ。往時の我軍隊の如く禮儀を以て結束せらるゝも亦妙なりではあるが、其禮儀も悉く破壊せられ、之に代るべき規律も公共精神も未だ發達しない。斯る社會に生活した壯丁を打て一丸となし、以て完全なる軍隊を造り出さんとするは頗る困難である。

(五)軍隊及社會の生活狀態 我國從來に於ける兵營生活は餘りに歐羅巴其儘の直譯的である。然るに我國徵兵の最大部分を占める農民の生活狀態は、

之を兵營生活に比すれば其懸隔が餘りに甚しくある。兵營に於ける生活狀態は、歐米人に取つては入營前に於けると大差なく、何等苦痛を感じないのである。我一般社會も漸次衣食住が西洋風に近邇し、新兵として入營の當時、苦痛を感じるものが幾分か少くなりつゝあるが、往時は靴の着用などに非常に苦痛を感じる者が多かつたものである。靴の着用慣れなければ、行軍力に至大の影響を及すは無論で、新兵を靴に慣れさせ、戰時に要求する行軍力を達成するには、少くも六ヶ月の教育が必要であつた。我社會の生活狀態も漸次歐米に近邇しつつあり、從て軍隊と社會との生活狀態が大差なきに至りつつある。が夫れは現在では中流以上、就中都會居住のものであつて、農民の大部分は今尙ほ軍隊の生活狀態を窮屈にして且不快とするものである。

十五 學校教育及社會教育と軍隊教育

陸軍軍隊教育令なるもの、綱領を觀ると、『軍隊教育の目的は、軍人及軍隊を訓練して、戦争の任に當らしむるに在り。而して戦争の爲緊要缺くべからざる要素は、堅確なる軍人精神、並嚴肅なる軍紀たり。故に軍隊教育は此要素を涵養するを以て主眼とす』と書いてある。抑軍隊教育なるものは無論戦闘動作の教育ではあるが、如何に此教育が其要素たるべき軍人精神と軍紀の涵養に重きを置いて居るかは是を以ても明瞭である。

我陸軍に於て軍人精神と稱するは、明治十五年一月十四日陸海軍人に賜はりたる勅諭を經典とする精神教育である。國民精神の砥礪は、我諸學校に於て教育勅諭を經典として行はれて居る。然るに我諸學校の精神教育を觀るに、一般に稍々消極的の感がある。彼の獨逸人が『獨逸のクルツウアは世界第一である。吾人獨逸人は世界到處に、獨逸文化を宣傳普及しなくつてはならぬ』と云ふ様に、積極的に海外發展を鼓舞することもなく、又尙武的精神の鼓吹が如何にも

手緩い様に見へる。しかし教育勅諭の中には、『一旦緩急あれば義勇公に奉し、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし』『斯の道は實に我か皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣民の俱に遵守すべき所、之を古今に通して謬らず、之を中外に施して悖らず』とある。

教育者が我建國の大精神を服膺し、王道を以て勇往邁進し、皇化を世界に普及せんことに努め、之を妨害するものがあらば、國民擧つて干戈を執つて蹶起するの覺悟あるべく、國民を教育したならば、現在の如く國民精神が消極的に陥るの虞はなからうと思ふ、

英國でも米國でも青少年に騎士的精神を涵養することに努力して居るが、此騎士的精神なるものは、我國で云はゞ武士道である。武士道と云ひ軍人精神と云ふも、其根本に於ては大差なく、畢竟其道は軍人に賜つた勅諭に盡されて居る。英國人ロングフォード氏は我國の軍人に賜りたる勅諭を、『最能く國家的精

神、國民的訓練を顯はしたもので、現に未曾有の國難に遭遇し、つある英國民に取り最適切の教訓である』と云つて居る。我教育勅語は模範的國民たるべく國民精神を砥勵する爲には、眞に間然する所のない聖謨である。しかし學校教育に於て軍人精神の素地を與へる爲には無論、大國民たるべき國民精神を砥勵する爲にも、學校教育に於て併せて軍人賜りたる勅諭に依り、精神教育を行ふが必要である。

我陸軍に於て軍紀と稱するは、ジスシプリンの譯字である。ジスシプリンは元來規律と譯すべきであるのに、夫れを軍紀と譯したからして、陸軍に限り一種特別に嚴重なる規律に支配さるゝかの如く往々にして誤解さるゝのである。我國の現狀は歐米の意味に於ける社會は、殆んど全く存在しないと云つて宜しい。第一規律が弛緩して居ては、社會なるものの成立し様がない。然るに現在の狀態に在ては、家庭・學校其他各種の團體に於ける規律が、歐米の夫れに比

すると弛緩して居る。何等節制がなく、各人が我儘勝手にして、殆んど共同生活の何たるを解し得ない人々の集合に過ぎない様な、我國に於ける現在の一般社會から、一足飛びに直譯的に摸倣せる兵營生活に移るのであるから、兵營の内務を軍隊内務書通り實行せんとするのは、無理な要求と云つて宜しい。我國民教育中幾分か規律の訓練に注意するは獨り學校教育のみであるが、夫れさへ其教育の一小部分に過ぎない。家庭を始め其他の社會では、學校に於て僅かに養成された規律を打ち壞はす一方で、歐米各國の如く社會教育に於て、規律の訓練を完成するの道は、我國では全く之を缺如するのである。

以上述るが如く、我國では壯丁に對し精神教育と規律の訓練とに至大の力を用ひなくてはならぬ。然るに外國軍に在ては、軍隊に於て殊に將校が精神教育を担当する所は殆んどなく、多くは僧侶の仕事となつて居る。我國情は無論歐米と異なるものがあるも、學校に於ける精神教育を、前に述べし如く軍人に賜り

たる勅諭の主旨に及すに於ては、現時の如く軍隊に於て爾く大なる努力を要せぬであらう。又我一般社會の規律が今一層嚴肅となつたならば、入營後に於て現在の如くに、一舉手一投足の細事にまで監督を嚴重にするの必要もなからう。要するに學校教育と社會教育との缺陷を、壯丁入營後に矯正補足しなくてはならぬから、軍隊教育に多大の時日を要し、従て戰時に方り英米の如く大軍を急造するは殆んど不可能事である。

十六 過渡時代の徵兵制度

英米兩國が戰爭となつてから大軍を急造し得たのは、此兩國が本來大軍急造の可能性を有して居たからである。即ち其體格、尙武的精神、軍事智識、規律と禮儀、軍隊及社會に於ける生活狀態の近邇等の諸條件が完備して居た爲、人として教成する事が容易であつたからである。我國民・社會及軍隊の現狀

は、之を英米に比すると軍隊を急造するには、頗る不利の状態にあるのは前に述べた如くである。さらば六箇月兵役の理想案を實施せんには、先づ國民を改造して之を軍隊化し、之と同時に軍隊をも社會化しなくてはならぬ。斯の如き大改革を實現せんには、第一に當局者に不世出の大豪傑でも現はれなくては、容易には斷行し得ない事であるのみならず、之に要する經費も亦驚くべく莫大である。のみならず此の如き大改革か近き將來に實現せんは、到底望むべからず。然らば徵兵制度の改革は、自然姑息偷安に成り勝ちにして、現在の二年兵役が大正十六年に完成し、尋て更に一年乃至半年兵役か兎に角問題となり。此案は恐らく容易に實施を見るに至らず、斯くて更に五・六年の後、始めて理想的兵役案が始めて問題に上る位のものであらう。然れども此間に於ける我國民の軍隊化が、豫期の成功を見ざるに於ては、十年十五年は愚か、數十年を経るも、我國には理想案を實施し得へき見込が立たないかも知れない。されど我國に於

てはこゝ十數年間は、兎に角徴兵制度に變化を來すべき時期であろう。

序手に茲に一言するは、嘗て犬養國民黨總理、(今回提出の師團半減論は別個の變説なり)澤柳博士等の唱道せる一年兵役論なるものは、不經濟にして且實行不可能である事である。同氏等の説の如く、不合格ならざる總ての壯丁を徴集する事となれば、現在は二年兵役であつて、在營兵員の總數が二箇年を合して、約貳拾四萬人であるが、其年に於ける總ての壯丁を徴集するとせば粗ば二倍となるものと見做さなければならぬ。一箇年の壯丁數は約四拾八萬人であるが、元來一年兵役論はデモクラシーの見地から公平を目的とするのであるから、此主旨から云へば眞の不合格となる者は極めて少數であろう。

さらは大體に於て現在に於ける在營兵員が約二倍するものと見做して可なりである。之を粗ば二倍するものとして、之が經費の増加を考へるに、先づ之を兵營へばさるゝの二倍となるから、之か建築等に要する臨時費のみにて

も容易の事でない。經常費に於ても、先づ兵卒を教育する將校准士官下士等を略ぼ二倍にしなくてはならぬ。それに現在に於ては兵卒のやつて居る勤務雜役を別に雇ひ入れたる者を以てしなければならぬから、兵卒以外に莫大の雇傭人を要する。結局は常備軍を略ぼ倍にしたと同様で、陸軍經常費が少くも七・八割増加する事となる。而も軍隊を社會化し、國民を軍隊化する等根本的の改造が行はれない以上は、我國の現状では、僅に一箇年で精銳の軍隊を練成する事は不可能事である。さらば此一年兵役論なるものは、畢竟中途半端の説であつて、今直に實行し得べきものでないと見做すが至當である。

十七 徴兵制度の將來

社會問題の上から論ずれば、徴兵制度程忌むべく嫌ふべきものはない。多くの壯丁を徴集して、數年の長時日間在隊せしむるは、如何に愛國心に富むもの

と雖、好まざる所なるは勿論、壯丁の徴集多ければ多きだけ、産業に妨害を及すことも甚だ大である。故に假想敵國の位置及狀況と之との交通の關係上、開戦初頭に感ずる危険の度が甚しからざれば、成るべく徴兵制度の採用を避けんとするは尤の次第である。

英國は從來歐洲大陸に於ける國際紛擾の渦中に投ずるを避け、所謂『光榮ある孤立』を守り、國防上海主陸従の方針を取つて來た。幸にして世界到處に散在する殖民地附近に、之に危害を及すべき大陸國が存在しなかつた。縱令歐洲列強の一國が英米本土を攻撃せんとしても、英國が優勢なる海軍を有する以上其企圖を挫折せしむるは容易であつた。

米國は又マツキンレー時代に多少帝國主義を發揮せしことありしも、建國以來大體に於て平和主義を把持し來り、加ふるに十數年前までに於ける艦隊の進歩に在ては、世界何れの強國に於ても、米國に對し大規模の攻撃を加ふるは不

可能であつた。

前掲の狀況が英米兩國共に、開戦の初頭に大なる陸兵の攻撃を受くべき恐がなかつた。従て歐洲接壤國の如くに開戦當初の準備として、大なる陸軍を常備する必要がなかつた。常備軍は單に敵の急襲の上陸に對する萬一の防禦と、海外勤務に服せしむるとの必要から設置せられたものである。元來傭兵制度は多くの經費を要し不經濟であるが、英米兩國の富を以て比較的少數の常備軍であつた爲、經費問題は餘り重要視せられなかつた。

開戦の初頭、比較的大なる常備軍を要する諸國では、傭兵制度は第一財政上から之が採用を許さぬから、勢ひ徴兵制度を採用するの外はなかつたのである。

英米兩國共世界大戰中、徴兵制度を實施すべく餘儀なくされたが、平和克復と共に徴兵制度を撤廢し、唯常備軍の兵力は大戰前に比し著しく増加した。徴

兵制度を撤廢したのは、前に述べた特種の事情にも依らうが、道にデモクラシーの國だけあつて、斯る制度を持続するは、輿論が之を許さないのであろう。

さて日本の徴兵制度は將來如何の問題は、畢竟將來之を必要とする陸軍兵力の多寡如何に歸着するのである。然るに此問題の解決は頗る困難である。日本は其地彩は一見英國に酷似して居る様であるが、其實其狀況は全然異つてゐる。英國の對岸たる歐洲大陸は、總て完全なる獨立國に支配せられ、其地方には第三國の勢力が侵入し得べき罅隙ひまを有しないのであるが、日本の對岸たる支那も極東露領も、其支配權を完全に行使し得ない邦國であつて、較もすれば第三國の勢力が侵入して、日本の利權を侵害するのみならず。日本の存立を危殆ならしむるの恐がある。さらば日本は此地方に對し、何時でも兵力を以て、日本の存立を危険ならしむるものと認むる、第三國の行動を妨害し得るの準備を要するのである。之が著者の稱する所の陸權の保持と云ふものである。

而して此陸權の保持に必要とする兵力の多寡は、將來支那及極東露領に於ける政治狀態が、如何に成り行くべきか。即ち第一には速に彼等自身を以て其地方の安寧秩序を保持し、是等地方に於ける外國人の生命財産の保護を、安心して彼等に依托し得るや否やに在る。第二には是等地方の殖産興業其他交通網等が秩序的穩健の發達を遂げ、之と併進して彼等自身に有力なる國防力を有すべきや否やに在る。さらば此問題は今後東亞大陸各地に於ける政治・交通網等の發達如何に關するもので、頗る複雑の問題であるから、縱令陸軍縮小は大に餘地ありとしても、當分大英斷の縮小を實現するは、不可能であらうと思ふ。從て徴兵制度の撤廢の如き、容易に問題とはならないであらうと推測する。唯服役年限を短縮する等、徴兵制度の改革は今後の問題たるべきも、今回國民黨の提案の如く、一年兵役を採用し而も師團を半減せんとするが如きは、餘り暴論である。意ふに是等問題に關し徹底的に解決するは、容易でなからう。若し徹

底的解決案を得るが困難であるとするれば、姑く二年兵役を持續し、形勢を觀望すると云ふ位が關の山であらう。

デモクラシーの見地よりせば、兵役義務は國民全部に公平に負はしむるを至當とする。現在の如くに壯丁の約四分の三が検査不合格又は抽籤に依りて之を免るゝのは、決してデモクラシーの本旨ではない。加之其兵役義務に服する四分の一も、従前の如く歩兵・砲兵は二箇年、騎兵は三箇年服役すと云ふが如きも亦不公平と云はねばならぬ。又服役年限を短くして、我壯丁の殆んど全部を兵役に服せしむるは、實にデモクラシーの見地よりのみでなく、我國民を剛健ならしむる上に於ても、現代の時弊に鑑み最緊急である。さらば六箇月兵役案は我國民の軍隊化（第五章参照）にして奏功せば、成るべく速に着手すべき理想案である。

第四章 デモクラシーと國防

十八 團體主義

バアナード・ショウは社會主義に於ける指導の關係を論じて「社會主義に於ての人民とは、獨逸軍隊の中に於ける兵卒の如き關係のものでなくてはならぬ」と云つて居る。又ラッサールは首領の權力の必要であることを指摘して「しも労働者の意思が有效ならんとすれば、彼等は一つの槌でなくてはならない。さうして此槌は一つの強き手に握られるものでなくてはならない」と云つて居る。由是觀之社會主義の極致は、絶大なる首領の權力を認め、理想的に團體主義即ちコルレクティブズムが行はるゝことを前提としなければならぬ。而して是がデモクラシーの極致であると云つて宜しい。

團體主義を必要とするは、軍の統帥より甚しきはなからう。何となれば作戦

上の事は間・髪を容れざるが如き懸引が多く、機・逸すべからざるの果斷を要する事ばかりと云つて宜しい。然るに合議的に之を決しては、第一に機宜に應じ得ない事が多く、管に果斷を缺くのみならず、總て姑息に流れ怯懦に傾き、中途半端の折衷説に終るを常とするからである。

一例せば敵と會するや團隊指揮官は、速に敵情と地形と其團隊の任務とに應じ、或は敵を攻撃するとか、或は敵を防禦するとか先づ自己の決心を定め、之に應じ機宜に適する適當の處置を取らねばならぬ。此決心は間・髪を容れざる瞬間に爲さねばならぬ。其時に會議などをして居ては敵はドン／＼追つて來るのである。海戦に在ては一層戰鬥の經過が神速であるから、『眼と手』と云ふ言葉があるが、艦長は眼で見た敵情を一旦頭に入れて考へる様ではならぬ。眼で見たら直ぐ手で所要の命令を下すべく、信號器を扱ひ得る如く、心手自然の妙を得ねばならぬと云ふことである。

大體に於て統帥とは斯の如き要領を以てすべきものであるから、フリードリヒ大王の如きは『軍議は戰敗の基である』と云つて、統帥を會議に依つて決することを嚴禁して居る。我憲法第十一條に『天皇は陸海軍を統帥す』とあるは、軍人以外の人々の中には左程重大の意義のあるものと考へない人が多い様であるが、是には陛下が兵馬の大權を臣下に委ね給はぬ大精神が規定されてあるばかりでなく、事あるに當つては大元帥自ら陸海軍を統帥し、唯帷幕に之に參畫すべき若干の武官のある外、他に何人にも容喙せしめず、以て統帥を會議的の弊害に陥らしめず、又統帥が政治家に攪亂されない様にし給ふ御主意から出たものである。

今回の戦争に於て開戦當初に英佛軍が獨逸軍に比し常に敗北を重ねたのは、全く平素に於ける戦争の準備が不充分であつたのに相違ないが、英國も佛國も之を獨逸に比して、其國力に於ても其國民性にも於ても其將卒の素質に於ても、

優るも劣るべきでないにも拘らず、英佛軍の意外に振はなかつた主たる原因は、統帥の不統一に在つたと云つて宜しい。

嘗に統帥のみならず、國家の統治も外交の懸引も、戦争間に於ては、主權者に統一せられ、主權者と之を輔佐する極少數の人に依り主宰せらるゝを最良とするのは多言を要せぬ。現に戦争間は英國はロイド・ジョージの下に米國はウィルソンの下に、恰も君主專制政體に變化したかの如き觀を呈し、又實際國政が少數なる主宰者の頭から割り出され、又統帥が少數の武官に統一せらるゝに至り茲に始めて戰勢を挽回したのである。

加之今回の戦争に於ては、曠日彌久戦争が持久戰の状態となり、莫大の人員及軍需品を需要し、之が供給には國家總動員を實施し、人員も物資も工場も其他苟も戦争に必要な總ての物件を國家の管理に移し、統一的計畫の下に戦争に供用したのであるが、其社會組織に及したる大變革こそ、社會主義者の理想

が一部實現されたものと云つて宜しい。

十九 組織的作用の妙諦

獨逸が開戦後五星霜の久しきに亘り、世界二十個國以上を敵として戦ひ、其頑強不屈世界を警歎せしめたる所以は、獨逸が其國家社會の組織に於て、戦前は勿論、戦争間に於ても他の諸國に比し一頭地を抜けるものがあつたからである。畢竟するに獨逸人は能くオーガニゼーションの精神を理解し、國家社會を恰も有機體の組織の如く組立て、組織的構成を完全にするのみでなく、國家社會の各部が恰も有機的の各細胞の、分業的に共同の目的に對し、各々獨立して一致の作用を爲し得る如く、組織的作用を完全にしたからである。

各國共獨逸の國家組織の優秀なるは、全く此オーガニゼーションの完全なるに在るを知り、皆齊しく之を摸倣せんことに努めたが、多くは其眞諦を理解せ

す、唯其皮想のみを摸倣した爲、幾多不利不便を感ずることが少くなかつた。世人近頃口を聞けば組織的組織的と云ふも、誤れる組織的は、往々にして劃一主義と中央集權とに陥るものである。我邦に在ても誤れる組織が事實に顯はれ、其弊害は干渉と拘束とに陥り、全然各人の獨逸語のスピールラウム即ち活動範圍を減少し、組織的作用を不完全ならしめつゝある。

團隊の統帥に於ては組織的作用の完全を期する爲、命令の書方を極めて填重にしなくてはならぬ事になつて居る。陣中要務令には「命令は簡明確切にして且受令者の識量と性質に適應せざるべからず」と云ひ、又「命令は其實行に至るまでに情況の變遷測り難き時、又は發令者情況を豫知する能はず、受令者をして現況に應じて施行せしむべき時には、殊に單簡にして細事に涉らざるを要す」と規定しあるは、此一例を見ても誤れる組織的の弊害に陥り、干渉と拘束に至らざる様大に力を用ひたものであることが分る。

組織か解放か、統一か放任か、束縛か自由か、各此兩者には無論利害得失がある。しかし苟も國家・社會・軍隊等の團體を組成し、各員をして共同の目的に向ひ一致の働を爲さしめんには、之を解放し放任し、殊に各員の我儘自由に任せて置くことを許さぬ。是非とも之を組織しなくてはならぬ。去りとして極端に各員の自由を束縛して、其活動範圍を減少しては、所謂組織的作用を完全ならしむることが不可能である。此呼吸が即ちオーガニゼーションの神髓である。

今回の世界大戦は英・米・佛の如き自由平等を理想とせし國民が、幾多國家に迫る國難の危険に覺醒され不知不識の間獨逸の例に倣ひ、國家に於ける一切の組織を、國家の權力下に置くべく餘儀なくせられた。そこで自由主義が統一主義となり、個人主義が國家主義となつた。單に戦争の目的よりしたならば、各交戦國が戦争間に必要に迫まれ、國家社會の組織を改革したのは、一大進歩と云はねばならぬ。

寡頭政治に於ての權力とは強制コエルシオンの意味であるが、デモクラシーに於ての權力とは強制でなく協コオペレーション同である。今回戦争間に行はれたる國家總動員の實施に就て觀察するに、最能く協同の意味に於て、組織的作用の行はれたのは獨逸である、之に次いては米國であり佛國である。然るに何れの事業の經營も、放任に似て放任ならず、大綱を總攬し、各部各自の活動自在と、自由發展とに任し、所謂組織的作用に關し一特長を有する英國が、國家總動員に於ける施設に於て、寧ろ中央集權に過ぎ、最能く協同行はれんことを期待せしに、却て強制に類するの處置の多かりしは不可思議と云はねばならぬ。是畢竟國民の腦裏に浸漸せる保守的個人主義の思想の根柢頗る深く、ロイド・ジョージの鐵腕を以てするも一朝にして國民性を改變すること難く、多年馴致せし政治の弊習は容易に之を矯正し難く、政府は必要の施設も、先づ之を輿論に向ひ、其熟するに及び、始めて之を實行するを常とした。之を米國々民が政府の施設を待たず

自ら輿論を喚起しつつ政府に率先するに比すると、雲泥の相違があつたと云はねばならぬ。しかし道に大國民たる英國々民の事であるから、戦争の終期に近くに従ひ、漸次其態度を變ずるに至り、組織的作用も亦漸を逐ふて完全となつた。

二十 社會主義者の理想實現

世界大戰の開始以前、各國は次に列強間に戦争が交へらるゝならば、其規模の頗る大なるべきを豫想して居たに拘らず、今回の如く國家の全力を舉げて戦はねばならぬ程に爾く大規模であろうとは思はなかつた。比較的に大規模の戦争を準備して居た佛獨ですら、豫想外の事が多かつた。一例せば工業動員に關しては、獨逸では多少の準備はして居つたものゝ、豫想外に莫大なる兵器彈藥の需要には到底應し得られなかつた。佛國では僅か一ヶ月餘に過ぎない白佛の

國境戰とマルヌの會戰で、平時より準備してあつた彈藥の三分の二を消費して、爲に軍事當局者の心膽を寒からしめた。是に於て乎工業動員を實施し、工場・原料・職工等を擧げて政府の管理に移し、銳意兵器彈藥の補給に腐心した。交戦各國は何れも大同小異の方法を以て、皆に工業のみでなく人員でも産業でも鐵道でも船舶でも金融でも、悉く之を政府の管理に移して、戰爭の用に供すべく餘儀なくされた。是が所謂國家總動員である。元來動員とはモビリゼーションを譯したもので、モビリゼーションは移動の意義を有するより、總て戰爭準備の爲人馬材料の平時状態を戰時状態に移動するを動員と稱したのであるが、今回の世界大戰に移り其意義が大に擴張されて來たものである。

各交戦國に於ける國家總動員の内容は、其國情と國民性等に應じ千差萬別であるが、殊に其實行法が能く組織的作用の妙諦を得て居つたのは獨逸であつた。一例せば工業動員の爲戰時特設せる機關に就て、佛獨兩國を比較するも明か

ある。即ち佛國は兵器省・作業省・勞働運輸省・補給省なる各々獨立せる大規模なる機關を設け、一見官權萬能の氣味があつたのに、之に反し獨逸は僅かに陸軍省内に戰時局を置きたるのみにて、主として産業組合・勞働組合等を利用し、且工業資金の貸附を容易にし、又工業の種類に依り特別の補助を與ふる等、民間工業の發達に重きを置き、獨逸が却て平民的なるかの觀のあつたのは、能くオーガニゼーションの原則に着眼したからである。

抑オーガニゼーションの作用を完全ならしめんには、國民に共同の目的即ち國家が何を爲さんとするかを徹底的に理解せしめ、又此國家の目的を達せんとするの義務心を旺盛ならしめなくてはならぬ。而して此オーガニゼーションに於て大に注意しなくてはならぬのは、統一はするが劃一にはしない、即ち寧ろ各分子の特性を遺憾なく發揮せしむることに努めねばならぬ。又中央集權に過ぎて、各分子が消極的に共同の目的に服従するばかりでなく、進んで積極的に

活動せしめねばならぬ。一例せば統帥に於ては一般に統一指揮を本體とするも、獨斷專行と稱して、各級指揮官に其職務相當の活動範圍を與へて、其活動を奨勵して居るが如くしなくてはならぬ。

オーガニゼーションが完全であれば、各階級の職責者は上級者より干渉も拘束も受けぬ。オーガニゼーションとは一見束縛の様であるが、實際は頗る自由で、其責任者に大に積極的に活動すべき餘地を與へて居るものである。彼の佛國の如くに繁多なる法規を定め、複雑なる機關を設くるのは、畢竟未だオーガニゼーションの妙諦を理解し得ざるものである。

次の戦争に對する準備を完全ならしむるの目的よりせば、國家組織は國家總動員の時其儘を存続するを可とすべきは論を俟たぬ。國家總動員の時に於ける國家組織は常に國家の事業を統一するに必要であるばかりでなく、生産・分配及消費に於て經濟上最能率多き方法であるから、平時に於ても之を採用するが利

益である。加之著者が大正七年雜誌『大日本』に譯載せし『獨逸將校の懐ける君主社會主義』に據るも、獨逸將校中には社會主義の見地よりして、平時にも將來國家總動員に於けると略ぼ同様なる國家組織を採用せんとするの意見を有するものがあるのである。此意見に従へば、國家に於ける全部の殖産興業を擧げて國家の管理に屬し、少數なる當局者に依り、之が生産・分配及消費を按排し、事實に於て私有財産もなければ個人經濟もなく、獨逸全國の資本と人民とを擧げて、一個の組織體としても、國民の大多數は決して不利不便を感じないばかりでなく、之が爲國民の大多數を幸福ならしむるのであると斷定して居る。パーランド・ラツセルはマルクスの社會主義教義を解釋するに當て『社會主義とは我々は之を土地と資本との公有を主張するものと定義して、略ぼ其肯綮を穿つてあろう』と云つて居る。此意味よりして云へば、國家總動員は社會主義の理想を一部實現したものと云ふべきである。

原田良八氏著『學國一家論』の中には、次の如く前述と相似たる言がある。

産業動員は未だ著しく世人の注目を惹かず、偶々之に就て云爲する者あるも、唯『戦時に應ずる學國一致の顯著なる一例』として目するに過ぎぬ様であるが、併も具さに考ふれば、甚だ容易ならぬ一大珍事である。一體現代までの我々人類はインデキウデュアリチー（個人）、リバーチー（自由）、プロバーチー（財産）の三チーを以て人間の要義と傲し、學問・教育・宗教・道徳・政治・法令等人事に關する主義作法は皆此三チーの保持進暢を趣旨とし是以外には何等の主義作法もなく、亦有り得ざるものなるかに思定して居る。然るに産業動員は全く此三チーを無視する別種特異の人事處理法で、嘗て人間界に其事例なかりしは勿論、一般公衆の頭には殆んど想像も浮ばなかつた事例である。

又其一節に

『自然が人間の爲めに定めたる真正の施設は、『三チーを認めず、資本全部を國有とし、國家に於て生産の按排施設を立て、國民は各自の特長に隨て其按排施設に分屬する』に在る。即ち『資本と國民とをコンソリデイト（融合）して一のボデー（固體）を組織し、生産及生産物の享受を共同に行ふ』に在る。斯くせざる限り我々は到底幸福安寧な生活を營み得るものではない。

✓ 二十一 國家總動員の準備

戦時に際し完全に國家總動員を實施し得るの準備として、國民として平時より施設すべきものは、眞に枚擧に遑あらずである。しかし其最必要なるは、總て國家社會に於ける大規模なる經營事業を、統一的に計畫指導し、而も組織的作用の妙諦を得るの一事である。組織的作用の妙諦に關しては、我國に在ては

獨り我陸軍に於ては獨逸兵家の衣鉢の直傳を受けただけ、統帥上に於ては、各級指揮官の職責を尊重し、各々其活動範圍を狭小ならしめざることに努めて居る。然るに既に軍政に至つては中央集權に過ぎ、各職責者の積極的活動を阻止しつゝあるの傾向がある。陸軍以外の諸官衙に在ては、此傾向が最甚しく、何んでも中央集權で各省大臣がウント事務を背負込んだ揚句、迎も大臣の手では始末におへず、遂に屬僚に處置させると云ふ事となつて居る。結局中央集權の屬僚政治、從て屬僚が跋扈する。是が我國官憲に於ける政治の弊害で、所謂官僚政治なるものが是である。之に反して民間の會社などでは、始んど放任主義で、統一は僅かに一部分の事務にしか行はれて居らない。我國一般社會の現状が斯の如くであつては、國家總動員に依り生産・分配及消費の按排までも、政府の一手で管理せんとするは頗る困難事である。さらば國家總動員の準備としては、兵力の資源、軍需品の資源を涵養するは素より必要であるが、此尤大なる

戰時機關の運轉は、官僚式なる中央集權は素より不可であるが、民業式の各部放任も亦不可である、さらば其官廢たると民間たるとを問はず、第一に我國家社會の舊慣を打破し、事業經營上に組織的作用の要訣を得る如く、國民からして教育しなくつてはならぬ。

戰爭間に於ける國家總動員の成績は實際獨逸に及ぶものはなかつた。然るに獨逸がカイゼルの蒙塵以來、國體を變換し、社會主義の理想を實現し來りしに、其結果は豫想に反し、國家の崩潰、社會の紊亂を來し、何事も秩序整然たりし獨逸としては、夢想も及ばざるが如き混亂状態に陥つたのは、實に不可思議と云はねばならぬ。是素より其主たる原因が、物質缺乏の極、國民が生活の安定を失ひたるに職由すべきも、一には帝室と云ふ偉大なる中心點を失ひたるに依るものである。

我國に於ても近來米穀國營・土地國有等を主張し、私有財産の制限又は廢止を

提唱せるものが少くない。斯の如き理想が實現せらるゝとしたならば、次の戦争に於て國家總動員を實施する場合には、至極好都合である。加之國家總動員を實施した經驗に依れば、之が實施は社會政策上に効果あることも明である。然らば平時よりして成し得へくば國家總動員に近邇した國家組織を採用することは、國防上よりするも社會政策上よりするも必要である。

然れども斯の如くに國家を統一せる尨大なる機關の運轉は、之が組織と指導の宜しきを得なくては、雷に效果の乏しきのみならず、弊害百出を免れない。レニン、トロツキーの政績見るべきもの少きは、畢竟其原因茲に在ると云ふも可なりである。

世界大戰の結果として獨・墺・露が民主化すると同時に、英・米・佛が軍國化しつゝある。今日迄氷炭相容れなかつた民主主義と軍國主義とが、事實の必要に迫られ、相接近し、相融和しつゝあるのである。獨・墺・露の國家は今や極端に

崩潰しつゝあるが、之が再延せらるるの時、英・米・佛が眞面目に次の戦争を準備する時、苟も各國が戰敗の慘禍を免れんとせば、此大戰に於ける國家總動員の實驗に基き、平時よりして國を擧げて共同の目的に努力し、之と同時に最多の國民に最大の幸福を賦與し得べき國家組織を求むるに相違ない。夫れは即ち國家總動員に近邇した國家組織であつて、戦争の勃發に際し、著しき變改を要せずして、直に國家總動員を實施し得るの組織でなくてはならぬ。

國民戦争に於て終局の勝を制する國は、其國民の大多數が、肉體に於ても、精神に於ても、剛健偉大でなくてはならぬ。斯の如き國民にして、始めて強大なる兵力の資源を有し、最後の勝利を全ふし得べきである。國民を訓練して剛健ならしむるは、單に戦争の目的に必要なばかりでなく、總て國運の隆盛を來す所以である。又一般に科學工業の發達は、直接間接に其國に於ける軍需品の資源を豊富ならしめ、戦争の繼續を支持するものである。此兩者は共に戰

争の準備として最必要缺くべからざると同時に、併せて國運の隆盛を來す所以である。しかしながら等しく國民教育の施設に於ても、戦争の目的を顧慮すると否とは、其國家總動員に及すの効果は甚しき差異がある。例へば等しく體育を行ふにも、之と同時に尙武的精神を鼓吹し、戦闘的動作を豫習せしむると否とは、其國家總動員に及すの効果は日を同して語るべからず。尙ほ又等しく政府が科學工業の發達を奨励するとしても、戦時に當り軍需品の工場に變形せしむることを顧慮すると否とは、其國家總動員に及す効果に甚しき差異がある。

例へば今回の戦争に際し獨逸が機械製造所は彈丸製造所に、人造絹絲、セルロイド製造所は無煙火藥製造所に、玩具製造所、時計其他機械製造所は信管製造所に、染料製造所は爆藥製造所に變形したが、平時に於て是等製造工場の設立を盛んに奨励して居たとの事である。一般科學工業を奨励するに際し、軍需品製造に利用し得べきことを顧慮すると否とは、其國家總動員に於ける效果に影響

することが決して尠少なからざるものである。

✓ 二十二 皇室中心の社會主義

將來に於ける吾人の理想とすべき國家組織は、國家の要素は皇室と庶民のみ、貴族富豪は其存在する素より妨げなきも、國家成立の要素として必要缺くべからざるものとは之を認めない。而して我々の遺憾とする所は、社會主義の所説には較もすると國境が見付からない事である。我々の理想とする社會主義には是非共國境がなくてはならぬ、既に國境があるからは、中心點がなくてはならない。幸に我々は日本なる國家に於ける、偉大なる中心點たる萬世一系世界無比の皇室を載いて居る。國家總動員を實施するに當つては、統帥權發動の泉源たる皇室を中心點とするは無論、最多の國民に最大の幸福を賦與するを目的とする社會政策の實施も、仁慈の泉源たる、皇室を中心點としなくてはならぬ。

社會政策の見地よりせば、我國は古今東西を通じて、世界無比である。歴代の天皇皆悉く民を國の本とし、億兆を安撫し給ふのであるが、抑此の如く深く社會政策に軫念あらせれる、皇室が世界何れの國にあるであろうか。正義人道を建國の精神とする米國ですら、今を距る五十有餘年前に始めて奴隸解放令が實行せられたのに、我國に於て千數百年前に既に全然之を廢止されてあつたではないか。土地國有論の如き歐洲に在ては十九世紀に至り始めて社會主義者に依り唱道せられたが、我國に於ては今より千數百年前大化時代に於て之を見るのみならず、明治維新に於ける諸侯の封土奉還も亦土地國有の精神に出でたるものではないか。

由來白人種は強者が弱者に對し、富者が貧者に對し殘忍酷薄である。今や封建制度は世界に跡を絶つたが、歐米では兼併の弊害に依り、貧富が益々甚しく懸隔し、弱者が強者の壓迫を受くるの狀は、武力に依ると財力に依るとの相違

があるのみである。元來社會主義は畢竟善政主義に外ならぬが、上から之を行へば善政であつても、下から腕力に訴へて之を強要すれば革命である。歐洲に在てはブルジョア階級が專横であつて、如何にプロレタリアート階級が泣くも叫ぶも、餘りに無頓着であつた爲、遂に腕力に訴へ階級打破を企るに至つたのである。是よりして社會主義なるものは、恰も國家の破壊を目的とするかの如く誤られたものである。我國にも遺憾ながら西洋文物が直譯的に輸入せられ、金權の跋扈を馴致し、之を放任せば、我國民思想は益々險惡を加へ、過日の米騒動の如きものが動機となり、大爆發が來らぬとも云へない状態である。

是に於て乎我有識者は速に世界の氣勢を達觀し、其趨勢に順應して、鬱結せる國民思想の大爆發に至らざるに先つて之を善導して、恰も一滴の血も流がさずして、憲法發布の美譽を斷行したと等しく、此際社會問題の解決に上下一致して全力を注がなければならぬ。

皇室を中心とする社會主義と國家總動員との見地よりして、我國家社會に一大組織變革を行ひ、併せて産業革命を行ふことは、目下に差迫つてゐる社會問題の解決上必要であるばかりでなく、次の戰爭を準備する爲にも最必要の事である。

第五章 國民の軍隊化

二十三 國民と軍隊との接近

惡しき意味に於ける軍國主義の權化と稱せられし獨逸でさへも、國民と軍隊とは我國に比すれば、其關係が餘程密接に融和して居つた。殊に獨逸の將校は其品性態度が風尙高雅で、且常識に富み社交に長じ、何れの點よりするも國民就中上流社會の儀表として尊敬されて居つた。

米國の士官候補生は各州代議士の撰定して且保證する所のものを採用するの規定である。英國の將校は古來殆んど悉く貴族富豪の子弟が志願するものと、傳統的慣習となつてゐる。此一事を以てしても兩國將校の社會上の地位が如何に高かりしか、推して知るべきである。唯佛國に在ては、一時軍人が政治家の壓迫を受け、其待遇並に社交上の地位が低かつた爲、中流以上の子弟は將校た

るを好まず、爲に將校の品格が益々下劣となりつゝあつた。

併しながら以上の諸國は勿論、其他歐米何れの國でも、社會に於ける將校の地位は、之を我國に比すれば天淵月鼈の相違があつた。

我國の將校は餘りに一般社會外に超然たるより、世の進運に後れ、恰も隔世の人の如くなり、偶々軍人外の人と交るも、餘りに單調無味にして、俗に所謂話しが合はないと云ふ状態である。忠君愛國の熱情を高調し、盲目的に上官の命令に服従し、一令の下水火尙ほ且辭せざるの勇猛心を保たしむるには、其頭腦は寧ろ單調なるを可とするは喋々を得ない。是は丁度婦人をして何時までも女大學式の貞淑を保有せしめんが爲には、極端なる幽閉主義を採り、我婦人をして時世の進運如何を顧みず、全然社會と沒交渉ならしめ様と云ふのと同論である。

寺内伯は陸軍大臣として一面には我陸軍の進歩に非常の効果があつたが、他

の一面には幾多の弊害を貽した。伯は其偏狹なる性格よりして、恰も支那人が中華と稱し、他民族を蔑視したと同様に、軍人以外の社會は總て墮落の極に達し、唯將校のみ健全なる性格氣風を有すと考へた。伯が幼年學校の必要を主張せし理由も、此見地から割出したもので、中學校出身者のみを以て將校とせば、將校の性格氣風は全然下劣となるとの考より、せめて將校の骨幹たるべき人物だけでも、幼年學校なる特種の學校に於て養成したいと云ふのが眞意であつた。されど斯の如く社會と隔離し、娑婆の空氣に觸れさせない人物は、社會と沒交渉なる非常識の者となることを免れなかつた。加之將校は概して士族出身者が多く、自ら封建時代の餘弊を受け、將校は古の侍なりとの自覺より、軍人以外の者共は古の農工商と等しく恰も劣等の種屬なるかの如く考へ、軍隊に於ては是等社會の者を地方人と稱し、較もすれば輕侮の眼を以て之を迎へんとする傾向があつた。國民よりは敬遠せられ、軍人は一種の偏屈者として取扱はれ、在

營せし下士兵卒も、皆此氣風を受けて歸郷し、軍人上りと稱し郷黨には餘りに愛せられざる者が多かつた。加之西洋文物の輸入に伴ひ、デモクラシーの思想が漸く民間に普及するや、將校は之を視ること蛇蝎の如く、成るべく一般社會に遠かるを以て、軍隊を此危險思想に對し安全に保持する所以であるかの如く思惟した。然れども將校のみが如何に反デモクラシーの思想を有するとも、國民皆兵の制度を採有せる今日、下士兵卒をして將校と全然同一の思想を懐かしめんとするは、到底不可能であることに氣附なかつた、のみならず大膽にも毎年男子全人口の僅に約三百分の一宛入營する壯丁に對し、僅かに數年の軍隊教育に依り、漸次全國民を軍隊化せんとするの希望を持つて居た。而して軍隊側よりしては何等新思想と調和すべき手段を取らず、將校の思想は依然たる舊阿蒙にして、年を経るに従ひ、益々世と懸隔するに至つた。然るに現代式の軍隊に在ては、將校は指揮官たると同時に教官たり得なくてはならぬ。殊に我國では精

神教育は將校の擔任する所であるに於ては猶更然りである。さらば舊思想なる將校の下士兵卒に對する訓誡は、恰も天保時代の老爺がハイカラ息子に對する意見と同様の感があつた。従て將校の訓誡に何等權威がなく、而も之が實行を理解に求めずして、威壓に求めんとするものも往々なきにしもあらずであつた。

抑デモクラシーは各人の人格を尊重し、其理解を求め、各人をして共同生活の觀念を以て自治せしむるが本旨である。然るに我軍隊に在ては、統治者たり教官たるべき將校が、全然社會の新氣運に觸れず、加之部下の反抗動搖を恐るゝの餘り、較もすれば指揮權行使の如き特別の場合にあらざるにも拘らず、專斷・秘密等の處置に出で、往々にして言論を壓迫せんとする事さへ少くなかつた。さらば幾分か新思想を咀嚼したる壯丁は、是等の處置を甚しく憤慨して、憲法政治の今日に於て、尙ほ獨り軍隊内のみ專制政治の行はるゝものと公言して憚らなかつた。之に反し我高級將校の中にさへ、表裏・公私等の場合を問

はず、軍秩は常に嚴格ならざるべからざるものと誤解するものあり、爲に軍隊生活なるものは全然法治的の冷酷なるものとなり、我昔時の軍隊の如き徳治的なる一致の和偕は其痕跡さへ認め得ざるに至つた。斯の如くにして我國民の軍隊を視る、如何にも殘害無道の暴政が行はるゝかの如く思惟し、壯丁の入營するや恰も監獄に入るが如き感を爲し、國民と軍隊とは全く乖離して沒交渉となつた。之が爲生じた弊害は種々あるが、第一に國民の軍事智識缺乏と第二に國防の陸海軍任せの弊害である。

(一)國民の軍事智識缺乏　我國民の様に軍事智識に乏しい國民は、歐米には殆んど稀である事は、十四に於て戦争畫の荒誕無稽なのが其證據であると述べて置いたが、鎧兜を着用した昔の戦争畫は、兵器・武装の細部に至るまで、實物と殆んど相違して居ないのは實に不思議である。是は必しも獨り現代の人が軍事に冷淡で、往時の人のみが熱心であつたとも思はれない。畢竟

するに往時は現今よりも、國民が一般に軍事を與知し、軍事上の趣味を有したからである。之に反し維新以後は軍機を餘りに嚴重ならしめた結果、軍事を國民に對して閉鎖し、尙ほ國民と軍隊とが餘りに離隔し居た爲、自然國民が軍事に遠かり、遂に軍事智識が全然缺乏するに至つたものである。

(二)、國防の陸海軍任せの弊害　軍事的智識に乏しき結果は、國民が軍事に興味を有たない。演習にも觀兵式にも觀艦式にも國民は何等趣味を有たない。従て之を理解する眼を有たない。斯る軍事に盲目なるものが、議會に於て軍事豫算を審議するのは、眞に群盲器を評するに等しき感がある。其結果は陸海軍は自ら陸海軍の專有物と見做され、國防の事は國民の與知すべきものでないかの如くなつた。歳出の約二分の一に近き大豫算を陸海軍任せとして來たのも大膽であつたが、其弊害としては玉石混合必要なる支出をも否決して、國防充實を阻害した事も屢々であつた。國防は舉國一致を以て解決す

べき問題であつて、之が爲には國民の之に對する理解を最緊要とする。

國民と軍隊との乖離が現在の有様であつては、國防上に甚だ不利であるのみでなく、較もすれば軍隊が國民の怨府となる恐がある。彼の軍閥跋扈、軍閥外交、其他我軍人が今日尙ほ軍國主義・侵略主義に憧憬しつゝあるかの如く、國民から呪ひの聲を聞くのは、中には現時に於ける我軍隊の實情を知らざるより、疑心暗鬼を生じたものもないとは云へない。兎に角國民を軍隊化し、之と同時に軍隊を社會化して、障壁を撤去し、軍隊に於て眞に良兵良民たるの教育を完ふせしむることが最必要であるは明である。

✓ 二十四 尙武的精神の鼓吹

如何に國民と軍隊とを接近せしめ、國民をして軍事を理解し、從て軍事に對する趣味を有せしめたとしても、尙武的精神が漸く薄らぎ行くに於ては、恰も

佛造つて魂を入れぬと同様である。古來我國民が武を尙びしは、古今東西眞に比類がないと云ひ得べきであつた。唯我國に比類すべきものを求めたならば、希臘のスパルタ人であつた。古來スパルタ人の武勇談として傳ふる所のものを舉ぐれば、或婦人が其子の出征に當て、『御前は此楯を持つて歸つて來なさい、さもなくば之に乗つて歸つて來なさい』と云つた事などは、今日尙ほ歐米人の歎賞驚駭する所であるが『一死國難に殉せよ』との激勵の如きは、我國では尋常茶飯事である。今回の世界大戰に於ける各國軍の攻撃振り、之を我軍將卒の旅順攻撃の時などに比べると、其勇敢にして死を恐れない點は、逆も同日の論でない。近來軍事専門家の中に於てすら、日露戦争の各戦闘に於て我攻撃の頓挫せし際に於ける死傷率を挙げ、我軍の將卒が歐米人に比し必しも武勇絶倫だなどとは云へないと云つて居るものがある。其眞意は我國民に警告するに在るのでもあろうが、當時優勢なる我軍砲兵の援助を受け得なかつた我歩兵として

は、兎に角其武勇は歐米各國軍に比し、嶄然一頭地を抜いて居たと云はねばならぬ。

唯我國民の武勇は、四圍の狀況が死を決すべく餘儀なくされた時にのみ發するもので、之を歐米人の夫れに比すると、我國民の武勇は一時的であり、歐米人の夫れは永續的である。而して又前者は戦時にのみ急激的に發揮するが、後者は平時にも持続的に發作するの相違がある。

國難に遭遇して一生懸命になつた時の、我國民が舉國一致一死國難に殉ずるの大決心には、何物も之に抵抗することは出来ない。しかし平素より所謂『治に居て亂を忘れず』の主旨に従ひ國難の場合を考へ、心身を鍛鍊するかと云ふと、さて夫れは頗る暢氣千萬である。我國民は何事でも試験勉強的である。我學生が平素は頓と勉強しない、しかし彌々試験となると、晝夜兼行其精力の絶倫なるは世界無比であると同一である。之に反し歐米人は學問するにも毎日一

定の時間を定めてする、試験となつたからと云つて徹夜する様な事はない。此點は歐米人の方が合理的である。殊に有事の際に對しての準備としては、歐米人の如く尙武的精神に富み、平素より其心身を鍛鍊し置くを必要とすべきは、茲に喋々を待たない所である。第一に我國民の様に武張つた遊戯を好まぬが爲、自然晏居淫佚にのみ耽り、從て精神が懦弱となり、身體も不健全となるを免れない。斯くては如何に國難に際し武勇を發揮せんとしても、唯氣力のみは旺盛でも體力が之に伴なければ、結局外敵を撃退することが不可能ではないか。

維新前に於ては我國民は武士は無論、一般人民も好んで武技を習つたものである。相撲・力持・棒押・大弓など、體育に裨益すべき遊戯が津々浦々の果まで行はれて居たものである。尙ほ我國は地形が險惡で、而も交通が發達して居なかつた爲、一般に自然に脚力が鍛鍊されたものであつた。さらば日露戦争の頃までは、我歩兵は脚力に於ては殆んど世界一であつた。然るに近來交通の發達に

伴ひ、一般に國民の脚力は益々弱くなり、民間に於ける武張つた遊戯は益々廢たれ、之に代るべき歐米の遊戯は未だ發達せず、我國民の體力は漸く劣弱となりつゝある。加ふるに我貴族富豪・貴顯紳士の徒は、徒歩力作を以て總て下品と心得、僅かに一丁の道をも自動車をも以て往復し、容易に提げ得べきカバンも殊更赤帽に持たせ、恰も支那の大官紳董の如き觀がある。

我上流社會が極端に勞働を嫌忌するは、其原因を究明せば、漢民族の感化を受けたものである。我國に在ては徳川時代の中頃より漢文學が盛に流行し、爲めに我國民は不知不識の間に文弱に化せられつゝあつた。彼の元祿時代の如きは漸く文弱の餘弊を被りつゝありしが、赤穂の義舉に依り、我國民精神に刺激を與へ、尋て王政維新は、嘗に政治的復古のみでなく、我國民精神も亦復古した。然るに馬上天下を治むべからず、維新の政治的施設は、主として支那古代の制度文物を模倣して、維新の大業を完成せんとした。當時よりして已に業に

文武兩者の軋轆を萌芽し、文治派の代表たる伊藤公の如きは、右文左武と稱して、漢民族の文弱主義に陥り、事毎に武官を抑厭せんとする傾向があつた。元來我大和民族は漢民族とは正反對の性格を有し、其先天的に武を尙ぶの點は、支那の塞外に於ける蠻族に似たるものがあつた。死を輕んじ義を重んじ、而して其頭腦が轍頭轍尾尙武的精神に支配さるゝ一事は、我大和民族は寧ろ臺灣の生蠻に類するものがあつた。然らば漢民族と大和民族とは、根本的に其性格を異にし、『三ッ兒の魂百迄』の諺の如く、如何に大和民族が漢民族の感化を受けたりとて、全然其國民性を變改するに至るのは容易の事でなからう。しかし元と云ひ清と云ひ、所謂塞外なる尙武的民族が漢民族を征服して天下を取り、夫れが數百年の後は漢民族に同化され、等しく文弱的國民となつたのを觀れば我國民も今日に於て大に戒心しなくてはならない。

我國民が文弱的弊習に陥らんとするのを豫防するには、支那人の文弱に感染

するのを避けるは無論、寧ろ我より進んで支那人に尙武的氣風を帯びしむる様努力しなくてはならぬ。古來より我國に存在せし有らゆる武張つた遊戯を獎勵するは無論、歐米人の如く勇壯なる各種のスポーツを獎勵すべきである。之が爲めに我貴族富豪・貴顯紳士が率先して勇壯なる遊戯に熱心にならなければならぬ。彼のウヰルソンやロイド・ジョーヂがゴルフに熱心なる、ルースヴェルトが乗馬に熱狂せるが如き、我國では何れの時か之を見得べきであらうか。我國の貴族富豪・貴顯紳士の徒が無爲懶怠、浮華文弱を事とするを以て、上の好む所、下之より甚しきものがあつて、滔々として我社會を擧げて、尙武的精神が銷磨しつゝあるのである。

我國では常に政府が勇壯なる遊戯を獎勵しないばかりでなく、國民が優勝者に對し、之を歡迎優待し、其名譽を表彰せんとするの觀念が甚だ薄弱である。是等勇壯なる遊戯の獎勵には、政府が物質的に補助することは極めて必要であ

るのみならず、皇室よりして名譽を表彰せらるゝ事が更に一層必要である。一般社會が武功を尊重する事は、歐米に於ては我國に比し遙かに優つて居る。歐米人が如何に武功の赫々たる人物を尊敬するかは、我金鷄勳章の如き武功拔群の者を表彰する勳章佩用者が交際場裏に在るや、紳士淑女が争つて之に接し、其戦歴を聽かんとするのでも之を證明し得べきである。殊に婦人が武功を尊重するのは、軍人をして好んで戰場に赴き、偉功を奏せんとするの功名心を起さしむるに、至大の効果がある。

獨逸の鐵十字と云へば、我國の金鷄勳章に相當するものであるが、夫れは單純な鑄鐵で造つたもので、少しも貴金屬を用ひない、其素朴なるは何人も驚かざるものはない。聞けば普王フリードリヒ・ウイヘルム三世の時、財政は疲弊困憊の極に達し、有らゆる貴金屬を國民から献納せしむる様にしてまで、臥薪嘗膽以て軍備を充實した折柄に制定されたものである。普王は「何分にも國が

貧乏で、貴金屬などで造つた勳章は逆も與へることが出来ない、是でどうか勘辨してもらいたい』と云つて授けたものである。斯様に粗末な鑄物の鐵十字章でも、之を佩用する軍人に對しては、民衆が恰も偉人に接するが如くに優遇したから、此勳章には我金鵝章の様に年金などは附いて居なくとも、之を得る爲には一身を鴻毛よりも輕しとした次第である。

近頃漸く世間では從來に於ける軍人の待遇に刷新を加へなくてはならぬ事に氣が附いたらしい。しかし其改良せんとする點が、何れも物質的待遇を改善する事のみに着眼されてあるらしい。軍人優遇の問題は、單に軍人を物質的に好遇するばかりでなく、其根本が尙武的精神の獎勵にあらねばならぬ。さらば政府が物質的待遇を改善するは無論の事であるが、之と同時に一般社會が軍人に對し精神的優遇を與へ、延いて一般國民に尙武的精神を鼓吹するの効果がなくてはならないのである。

二十五 普通學校に於ける軍事教練

普通學校に於ける軍事教練に就て、世界大戰前に於ける各國の狀況を觀察すると、茲に以外の感に堪へないのは、軍國主義の本家本元たる獨逸が却て之に冷淡であつて、非軍國主義の信者たる米國が正反對に之に非常の力を用ひて居た事である。獨逸では當時中流以上の子弟にして、苟も身體健全の者は、好んで一年志願兵となり、豫備將校たるの榮冠を載かんとするの風を爲して居つた。さらば中學校に於ける軍事教練には案外冷淡であつたに拘らず、壯丁の多くには軍事教練が普及されて居たものである。然れども獨逸も亦其非を悟り、一九〇〇年の勅諭及其後に發せられた中學校則に依り大に之を勵行するに至つた其教則の要旨は次の如くであつた。

少年身體の發育を助け、其健康を増進し、其姿勢を矯正し、其體力を強大に

し、二體力使用の熟練を得せしめ、又將來軍務に服せしむる準備を爲し、同時に之に依りて品性を陶冶し、氣力を活潑にし、勇氣・決心・努力・忍耐力を涵養し、又共同の規律に服従するの習慣を養はしむ。

普通學校に於ける軍事教練が、比較的米國に於て發達して居た所以は、米國は此方法に依り常備軍寡少の不利を補はんとしたからである。南北戰以前南軍諸州は、大・中學の學生に必須科目として軍事教練を實施して居つた爲、新軍編成上非常の便益を得た。之に反し北軍は何等用意なく、今回の英國の如く泥繩的の醜態を暴露した。米國は此苦き經驗よりして、南北戰爭以後は大・中學に於て、軍事教練を實施する事に努力せしめた。一八六二年にモーリル法なるものが制定せられ、軍事教練を必須科目として實施する諸學校には、國庫補助金を與ふるのみならず、軍事教練の爲陸軍大臣は其最寄の軍隊より現役將校を派遣し、又教練用の兵器を貸與又は支給する事となつた。又退役將校を派遣

したる時は、該將校の現に受くる恩給額と同階級現役將校の受くる俸給との差額を支給する事と、將校を派遣したる學校には請願に依り退役下士を派遣する事を得る事(下士のみを派遣する事を許さず)、及參謀總長は毎年一回部下の將校をして是等諸學校の軍事教練を檢閲せしむる事等を規定してある。普通學校に於ける軍事教練は斯の如くにして益々盛んになり、千八百七・八十年頃に於ては、大・中學は無論、小學に至るまで軍事教練を施すものがある様になつた。然るに「喉元過ぐれば熱を忘れる」の諺の如く、戰爭熱の漸次冷却するに従ひ軍事教練の實施に反對する者を生じ、等閑に附せらる傾向となつた。是に於て乎大統領ハリソン氏は、一八九三年七月紐育市に開かれたる全國教育大會に於て、普通學校に於ける軍事教練の必要に關し大演説を爲し、次の如くに國民に警告した。

學生に軍事教練を與ふるのは、單に國防の見地よりのみでない、學校自身の

爲め將た學生自身の爲め頗る必要である。軍事教練は常に戦時に於て有用なるのみでなく、平時の生活に於ても極めて必要である。端正なる姿勢、剛健なる身體、特に忍耐心の養成、機敏なる觀察力、秩序・服従・協同及愛國心等の養成は軍事教練の青年に與ふる効果である。

世界大戰に對する米國の参加は、米國々民を益々軍國化するに至らしめた。米國の陸軍は大戰前には、僅か十二萬位の常備軍で満足して居たが、戦後は一時三十萬に増加した。のみならず一般軍事教練なる名を以て、毎年六十五萬人の全壯丁に對し、變態なる徵兵制度に等しき、義務的軍事教練を實施し、尙ほ普通學校に於ける軍事教練を大に奨励し、優良學校は陸軍大臣が之を表彰する等、有らゆる方法を以て、軍事教練の實施を完全ならしむべく努力して居る。又法律を改正して豫備將校養成團の制度を設け、全國大・中學中一定の資格を備へた學校には、政府が武器裝具其他の諸材料を官給し、幼年部と青年部に

分ち、在学中四ヶ年間、一定の軍事教育を實施し、修業後は戦時豫備將校たるの資格を與ふる事とし、一九一九年より實行し、現に其學校數三百十七、學生數十萬六千に達して居ると云ふ事である。

常に米國のみでなく、戦後世界列強は何れも從來の教育方針を革新し、皆悉く鞏固なる國家觀念を養成し、愛國心・敵愾心・犠牲心・協同心を振起せしめんとするは、各國皆殆んど其軌を同ふして居る。英國の如き戦争開始以來朝野の大問題たりし教育革新案は、一九一九年に至り解決せられ、茲に新教育法令の發布を見るに至つた。新教育法令の主眼とする所は、小學教育を擴張し、補習學校を設備して義務教育の延長を圖り、幼少年の體育を督勵し、幼年勞働に對する禁止制限を設くる等、主として下層社會子弟の教育を向上し、國民全般の教育程度を完全ならしむるに在る。而して英國の普通學校に於ける軍事教練に關しては、一九〇六年の陸軍大臣ホルデン氏の陸軍大改革案には、『學校に於て

は男生徒に必ず軍事教練を施すべし』との條項ありしも、議會に於て多數の反對を受け遂に之を削除された。斯くして普通學校に於ける軍事教育は、從來は殆んど隨意科であつて、之を實施する學校は少數であつた。唯必須科として實施せしは、豫備將校たるの資格を具ふべく特に教育さるゝ、將校生徒教育團に加入しある學校のみであつた。然れども開戦後に在ては何れの學校に在ても、何れも軍事教練を實施する事となり戦後の趨勢は、普通學校に於ては何れも軍事教練を行ふの傾向である。しかし米國の如くに、『學校は悉く是兵營』の如き有様とは、天淵月鼈の相違がある。

翻つて我國の普通學校に於ては、軍事教練を體操又は兵式體操の名を以て、小學校までも之を實施する事となつて居るのは、一見軍事方面より觀察し、世界に冠絶したる制度であるかの如くであるが、其實施が不完全なる爲、殆んど全く軍事教練の效用を發揮して居らない。普通學校に於て軍事教練を實施する

所以のものは、寧ろ精神教育を主目的として居ると云ふも過言でないのは、大統領ハリソン氏の言の如くである。然るに我國に於ては體操も兵式體操も其目的を混同し、少しも本來の效用を發揮して居ないのは頗る遺憾とする所である。

二十六 在郷軍人會

我國の各種團體の中には、餘りに理想に過ぎ要求が高く、爲めに永續しない、従て形式に流るゝものが多い。我國の在郷軍人會なども矢張り此弊害を免れない様である。軍人精神を涵養し、其團結心を鞏固にし、且軍事上の智識を増進するなどと云ふ事は、これ一つでも容易の事業ではない、斯る理想の實現に取り掛る前に、先づ會員を集ると云ふ事が前提である。然るに嘗て行はれたる麻布聯隊區將校團の月例講話會の出席者を見ても、普通の場合は會員總數の十分の一も集らない。元來生活に追はれて居るものもあるべき在郷將校に、毎月一回

宛講話を聴かせると云ふ事は第一に其要求が高過ぎる。地方の在郷軍人會分會などの集りの悪いのは、之を以ても推して知るべきである。近來我陸軍官憲の努力に依り、各地に於ける在郷軍人分會は漸く其形體を具ふるに至つた。しかしながら官憲が強制的に會合を催す場合とか、分會長其他幹部に其人を得たる場合は格別なれど、其他は一般に會合するものが多くないと云ふ事である。

抑在郷軍人會の眞の目的なるものは、何れに在るべきものであろうか。軍人精神を涵養し、軍事上の智識を増進するが如きは素より望ましき事柄ではあるが、團結を鞏固にするのが先づ會の主目的であらねばならぬ。然れども我國の在郷軍人會は、餘りに在郷軍人夫れ自身の向上を圖るに急にして、歐米列強の夫れの如く、在郷軍人を媒介として社會を軍隊化すると云ふ事に重きを置いて居ない様である。

在郷軍人會の本家本元たる獨逸に於てすら、我國の様に眞面目腐つた、理想

一邊のものではない様である。單に嚴肅なる戰場祭典が舉行さるゝ外は、總て娛樂半分の御祭騒ぎに過ぎない。市街に於て分列行進も行ふが、夫れも寧ろ我國で謂ふ假裝行列に近いものである。此會合に附隨して種々の遊戯娛樂が行はれるが、此會合に缺くべからざるものとして舞踏會が行はれるのは、日本人の眼から見たら奇異の感を禁じ得ない。要するに各國では在郷軍人會を媒介として、社會を軍隊化するか唯一の目的で、之が手段として遊戯娛樂を主眼とする御祭騒ぎを爲す、夫れでも自然會員の團結をも鞏固にし、會員の向上をも期待し得るのである。然るに我國の如くに訓示講話攻を爲し、注入主義を以てしては、彼等は何等興味を有しない、従て喜んで出席するものが多くないのは無論の事である。

他の諸國に於ても在郷軍人會は我國と同様、多くは青年團と共同して開催さるゝのであるが、他の諸國では多く此機會に於て射撃會を開催して居る。射撃

會は能く之を善導せば、衆人の興味を惹く所の一種の娯樂である。又戦闘動作の教育中射撃は、教育に最力を要する一科目である。然らば各地方に於て時々射撃會を催し、之が豫備として各地方に狹窄射撃を流行せしめたならば、壯丁に對する軍事教育が著しく容易となるは多言を要しない。しかし之が爲には諸外國に於けるが如く、陸軍省より銃器を貸與し、之に要する彈藥を支給する等、莫大の費用を要することは免れない。

在郷軍人會に對する國庫の補助も早晚實現するであろうが、此費用は從來の如く室内に於ける學究的研究や女性的娯樂には使ひたくない。何んとかして男性的眞面目を發揮すべき遊戯娯樂を奨勵して、一般社會に對し尙武的精神を鼓舞するの効果を獲得したいものである。夫れには射撃會素より可なりであるが、多額の費用を要せず、何れの地方でも行はれ得べき遊戯娯樂が幾何でもあるであろう。例へばマラソン競争も可なり、擊劍會も可なり、相撲會も可なり、乘

馬會も可なり、登山會も可なりである。要するに在郷軍人會の爲すべき事としては、青年團は勿論、其地方に於ける老若男女の民衆と共に樂み、之に尙武的感化を與へるのが主眼でなくてはならぬ。

我國の軍隊教育が較もすると實物教示を閑却し、口舌のみに陥り易きと等しく、我在郷軍人會も亦漸く口舌に傾きつゝあるの形跡を見る。百の忠君愛國の講演よりは、在郷軍人が梅干・握飯の腰辨當で活動する生ける實物教示が、民衆をして勤儉尙武たらしむべく、如何に効果が偉大であるのかは茲に喋々を要しないのである。

二十七 青年團

世界大戰以前に於ける歐米列強の青年團は、其沿革及施設を異にして居るが、何れも之を重要視し、國家的一事業と見做して居つた。而して其目的は社會の

惡風に感染し易い青年の心身を鍛錬し、之に國家的觀念を注入し、優良にして健全なる國民を養成し、一は他日兵役に服する場合を顧慮し、天晴良兵たり得べきの素地を與へるのに在て、軍事豫備教育を賦與するのは其本旨とはして居なかつた。唯佛國に於ては壯丁數の關係から、獨逸に對し兵數に依り優勢を占むるは不可能であつた爲、訓練に依り兵數の不足を補はんとするの主旨よりして、獨り兵制を三年兵役に復古したのみでなく、入營前の青年にまで軍事豫備教育を實施して居つた。

世界大戰となつては各國は、一層青年團教育の必要を認め、益々之を盛ならしめたるのみならず、之を統一して國軍の目的に合せしむる様に努めた。戰爭間に於ける各國の諸施設は、不知不識の間戰爭の要求に順應し、自然に軍事豫備教育に多くの力を用ゆる様になつた。しかしながら軍事豫備教育のみに餘り多大の力を用ゆるは、獨逸に於てすら之を本旨とせざりしは、一九一六年三月

同國陸軍大臣代理が、軍事豫備教育講習會に於ける講演中に於ける次の一節に依ても明である。即ち『兵卒としての戦闘働作を教育するのが本旨ではない。入つては良兵たり、出で、は良民たるべく、體育及氣骨を完全にすることを主眼とする。さらば青年團の教育は戰爭の爲にするのみでなく、平時の爲にすべきものである』と。

軍事豫備教育に多くの力を用ゆると云ふ佛國に於てすら、『人を造れ、之を兵卒にするのは軍隊に於てする』と主張するものがあつて、入營前に於ける豫備教育は、却て將來に於ける軍隊教育に害がある事を認むるに至つた。畢竟するに青年團の教育は、彼等の心身を鍛錬するが主眼で、軍事豫備教育は單に附隨の目的に過ぎない。

少年斥候隊が英國の特産物であるに比し、大戰前に於ける英國の青年團は頗る振はなかつた。英國には青年團教育と見做すべきものは、下層社會の子弟を

教育すべき目的を以てした宗教的の教育團體か、古來より存在したのみであつた。開戦後各州又は市毎に教育委員の主宰に依り、學校生徒及一般青年混合の教育團體が設けられた位の事に過ぎない。

佛國の青年團教育は其本來の目的上よりして、陸軍官憲の監督の下に統一的に行はれた。開戦直前即ち一九一四年一月各軍團管區に、青年軍事豫備教育監たる現役將官を置き、管區内に於ける一切の事項を統轄し、教育上該教育監に直隸する聯隊區司令官をして、其管内に在る青年團の指揮及軍事教育の監督に任せしめた。開戦後一九一七年春に至り、戦時の要求に鑑み、陸軍次官の名を以て、戦時青年軍事豫備教育假規程を定め、留守軍團管區毎に、軍事豫備教育本部を設け、各分管區には軍事豫備教育支部を置き、青年團教育の統一を圖つたものである。

獨逸に於て青年團教育が統一的に指導せらるゝに至つたのは。一九一二年青

年獨逸會の成立後である。開戦後青年團教育を一層痛切に感ずるに至り、青年團の教育は全然陸軍の手に統轄せらるゝ事となつた。普國に於ては一九一四年八月下旬陸軍・文部・内務三大臣の連署を以て、之に關する訓示を發し、同時に陸軍大臣は教育上準據すべき綿密なる指針を示達し、尋で各聯邦が之に倣ふに至つた。是に於て乎全獨逸の青年は、各地方毎に滿十六歳乃至徵兵適齡迄の者を以て青年中隊を編成し、是等諸中隊は、軍團管區毎に留守軍團長に隸し、軍團長は適當なる將校をして青年中隊の編成及教育を指導せしむる等佛國に於けると彷彿たるものがあつた。

米國に於ては英國に於けるが如く、少年斥候隊は大に見るべきものがあつたが、青年團教育に至つては甚だ振はなかつた。しかし米國でも歐洲列強の如くに、青年に軍事豫備教育を義務たらしむべく論ずるものが少くなかつた。即ち一九一六年五月海軍少將カスパー・エフ・グロドリツチのアメリカン・レビュー

に寄書せる青年軍事豫備教育義務論の如きが是である。斯の如き議論が事實に現れ來つたものとも云ふべきか、米國では毎年壯丁の全部に義務的軍事教育を施さんとするに至つた。加之米國では縱令歐洲列強の如くに青年團が發達して居ないとしても、古來より稍々廣き範圍に於て、普通學校に於て軍事教練を實施して居た、其効果は寧ろ青年團以上である。

斯の如くに世界列強に於ける青年團の大勢を觀察し來つて、さて我國青年團の現狀に比較したならば、如何の感があるであらうか。元來青年團なるものが歐米各國に創設されたる所以は、世界何れの國も國民思想に混亂を來し、青年は適歸する所を知らず、較もすれば岐路に踏み迷ひ、所謂不良少年なるものが年々其數を増加しつゝあつた。而して其最危險の時期は小學校卒業の後より、壯丁として入營する時までの間が、何等監督者の下にあらざるが爲、思想問題の履き違ひと共に、青年をして頗る危險の狀態に陥らしめつゝあつた。之を救はん

には、之を團體に編成し、愛國的精神を鼓吹し、併せて體力及風儀を健全良好ならしむるに在ると云ふのであつた。我國の義務教育年限は之を歐米各國に比し二ケ年少い。然らば青年の惡感化を受くべき最恐るべき時期が、歐米列強より二箇年間多いと云つて宜しい。然るに我國に於ける青年團の施設は如何であるか、之を對岸の地たる米國の青年が盛なる勢を以て軍國化しつゝあるに比し其相違も亦甚しいと云はねばならぬ。

二十八 少年義勇團

世界各國の少年義勇團は種々の名稱を有して居る。が之を創設したのは英國に於てバーデン・パウエル中將が編成した少年斥候隊である。少年斥候隊の起源は南阿戰爭の直後であつた。此團體の目的は、少年をして神を畏敬し、皇帝を尊崇し、國家を愛し、事變あらば自己の全力を傾注して、國家を保護するの

覺悟を具へ、虚偽及破廉恥なる行爲を排斥し、勇敢義侠の精神を養ひ、有用なる目的の爲に手・眼及智力を使用せしめ、斯の如く少年時代よりの訓練に依りて大英帝國の有用なる人物及優良なる市民を作らんとするに在りと唱られた。

少年斥候隊に入る少年は、現に學校に通學しあらざる十一歳より十八歳に至る間の者であつて、入隊すると直に宣誓する。其主なる條項は

忠君愛國なる事

規律を嚴守する事

自己の快樂の爲に他を妨げず、却て他を助けるを本旨とする事

又少年斥候隊の規律として少年に守らしむる條項に

皇帝に忠節を盡し、長上を敬愛する事

禮儀を重んずる事

命令に服従する事

名譽と信義を重んずる事

思想・言語・動作の高潔なる事

敢爲快話なる事

斥候隊は各地方毎に小隊に編成し之を單位とす。小隊は三箇以上の群より成り。一群は六乃至八名の斥候より成る。小隊長には在郷軍人、學校教師等の如き地方の有志者を之に任命し、統率及訓練に任せしむ。全國各地方の斥候隊は之を合して一團と爲し、皇帝を統裁と仰ぎ、創立者バーデン・パウエル中將を以て斥候總長とし、倫敦に本營を置き、主要なる地方に支部を置き、尙ほ其下には各州又は市に斥候參議會を、各町村に地方協會等の諸機關を設け、直接各小隊の設立・維持・指導に當らしむべき組織であつた。

斥候隊の訓練は地方に依りて多少の差異があるが、概して土曜日午後・日曜日其他の休暇日を利用し、又時々夜間學科を行ひ。夏季には二週間位の野營を

行ふ、演習の主なる課目は體操・斥候及監視兵の動作、其他諸種の軍事的趣味を有した野外遊戯であつて、少年の心身を鍛鍊するを主として居た。此の外又各人の希望に應じて各種の信號・自轉車乘・急救・游泳・漕艇等少年の嗜好に適する有用なる各種の特業教育をも行つた。

少年の名譽心を振興し、且其善行を獎勵する爲、斥候隊に於ては、各人日常の行爲に注意し、素行模範的にして、且善行ある者には賞牌若は賞狀を授與し、又斥候隊にて特に教育したが、さもなくとも固有の特能のある者には、試験の後各種特能を表明する臂章を與へて、之を佩用せしめた。其種類は甚だ多く、信號手・電話手・救護手・游泳手・漕艇手・自轉車手・樂打・木登・道案内等であつた。

少年斥候隊成立以來之に加入する少年の氣風が大に改まり、少年の薰陶に効果のあつた事は無論、各少年に大小に拘らず、一日少くとも何事か一善行を行

ふべき事を獎勵した結果、社會に有益なる各種の善行が行はれる様になり、天變地異其他不時の出來事ある毎に、斥候の人命救助等犠牲的行爲が頻々として顯はれた。殊に開戦以來に於ける斥候隊の國家的活動は目覺しきもので、國民が擧つて此團體を贊助し、加入者が大に増加し、益々大發展をするに至つた。

米國は英國の少年斥候隊に倣ひ、一九一〇年に之を創設した。其目的及方法は英國のものに比し大同小異であるが、其編成は寧ろ英國に比し大規模である。中央統轄の機關としては、紐育市に總司令部があつて、現大統領及前大統領を名譽總裁に仰ぎ、全國に委員を置き、外務・補給・教育・出版・圖書館及記録の六部に分ち、隊務を統理しつゝある。全國を六管區及更に小なる地方地區に區分し、地方委員・斥候小隊委員・斥候小隊長・斥候分隊長等所要の地方實行機關を設け隊務を經營しつゝある。創立後僅かに七箇年を経過せる一八一七年九月の調に依るに、隊員總計二十六萬人に達し、尙日々新加入者數百を算するの盛況

であつた。

其他佛と云ひ、獨と云ひ、露、伊と云ひ、何れの國も、其戦争前及戦争間に於ける青年義勇團の施設は、其名稱組織等に各々多少の相違はあるが、大體に於て少年を團體的に組織し、之を愉快に面白く遊ばせつゝ、其間に於て精神的訓誨を興へ、喜んで軍務に裨益すべき幾多の技能を訓練すると同時に、不知不識の間に心身を鍛鍊して之を活潑健全ならしめ、國民を軍隊化する上に於て其効果の大なるものありしは多言を要しない。

我國民の現状は上下老若を通じ、漢民族の感化に毒せられ、浮華文弱の弊習に陥りつゝあり。我國民性として古來之を誇りとせし、傳統的の尙武的精神は日を逐ふて消滅しつゝあるに、之を保持作興すべき事業に關しては、我國民は餘りに冷淡である。近來我在郷軍人會・青年團等は稍々形體を具へたるかの觀あるも、唯形體のみであつて、其内容に精神を缺如して居る。或は徒らに理想

的過大の要求を以て之に臨み實行之に伴はず、或は放慢不羈に過ぎて統制を缺き、徒らに學究的研究や女性的娛樂を事とするに過ぎないものが多い。殊に少年義勇團に至つては、我國には未だ其形體をも見る能はざる状態である。歐米列強が滔々として國民を軍隊化することに熱中して居るのは前に述べし所で明かである。然るに苟も五大強國の一に加つて居りながら、獨り我國のみが浮華文弱に淪落しつゝある。一は積極的に、他は消極的に、一は向上し、他は淪落しつゝあり、日を逐ふて相互の距離は益々懸隔しつゝある。次の戦争が必ず國民戦争であるに想到せば、轉々寒心の至に堪へざるものがある。

第六章 軍隊の社會化

二十九 超然主義の撤去

我國では軍隊と社會とが著しく隔絶して居る。彼我の意思疏通せず、一般社會の者は軍隊の真相を詳悉せざる爲、其間に種々なる揣摩憶測が行はれ、恰も往時に於ける大名の家庭の如く、恐るべき暗闘や罪惡が行はれつゝあるが如く、想像する者が多い。偶々新聞雜誌に軍隊に關する惡事を摘發する者があると、陸軍當局者は之が爲痛く神經を過敏ならしめ、其責任者を窮追して止まない。甚しきは一新兵が、其家事上の紛擾を煩悶するの餘り自殺したるに對してすら、一たび其事の新聞紙上に現はるゝや、當局は其責任者を窮追し、果ては聯隊長までも處分せらるゝに至る事もあつた。斯の如くすれば何れの專制治下にも通有なるが如くに、遂には上下相與に罪跡の埋滅を圖らんとするに至るものであ

者のる。是を以て從來軍隊に關する出來事は、當局者は大・中隊長の報告に誤られ、抜き差しのならぬ窺境に陥つたことも少くない。

從來餘りに軍隊を社會外に超然たらしめ、國民をして軍隊の真相を知るに由なからしめたる結果、國民は新聞紙上に於て一小惡事を見るも、之を以て軍隊の暗黒面に對し想像を逞ふし、實際より以上に罪惡の行はるゝものと推測するものもあつた。又陸軍當局は各隊より出す統計書類に誤られ、我軍隊を餘りに完全のものと推斷し、一般社會の現状を過度に輕侮し、我軍隊は殆んど理想に近く、之に反し我一般社會は墮落の極に在りと思惟し、我軍隊が主動的となり其力に依り全國民の墮落を救濟せんとした。斯の如き高遠の理想よりせば、我軍隊には縦令一鎖事でも犯罪者などのあるべき筈がない。是が抑々如何なる一小事件でも苟も軍隊に關する惡事が社會に暴露さるゝや、當局が神經過敏に之を打消さんとした所以である。善良なる軍隊が、所謂良兵は良民の主義よりし

て幾分社會に好感化を與ふべきは無論であるとしても、軍隊は何處までも國民の縮寫景である。國民に比し格段に善良なる軍隊を養成せんとするのは、元來要求が高過ると云ふべきである。斯の如き過大の要求を軍隊に課するの結果は遂に犯罪を埋滅して統計を立派ならしむる事に陥り易く、憲兵は、側面より之を監視して、常に之を摘發せんとし、當局は往々にして憲兵の報告に誤られんとするなど、國民が我軍隊を社會の暗黒面、罪惡の淵藪、恰も昔の大奥の如くに想つたのは無理からぬ次第である。

畢竟するに斯の如くに成つたのは、軍隊を餘りに一般社會外に超然たらしめ様とした結果である。而して斯の如くに軍隊が社會と隔離したるは、將校をして餘りに社會外に超然たらしめたが原因である。斯の如く超然主義を採つたのは、第一には將校をして外來思想に感染せしめない爲、第二には政變に隔離せしむる爲であつたのであろう。

一、將校をして外來思想に感染せしめない事。近來の所謂新思想の傳播なるものは世界的である。我國民にも之が感染し來るのは早晚免れない。唯時の問題に過ぎない事は明かである。是は丁度男女が年頃になれば春情を催すと同様に、國民も智識が相當に發達すると、所謂新思想に興味を持つのは致し方がない。青春男女を隔離して幽閉するのは幾多の弊害を醸し、寧ろ之を解放して互に相觸接せしめ、以て之を善導するを有利とすると等しく、將校に對しても隔離幽閉主義を以てするのは、現今の世態に鑑みて絶對に不可である。將校は彼の外來思想なるものを恐れて之に遠かつてはならぬ、進んで之に近き、其正體を見極め、其主旨とする所を理解し、新思想に對し五里霧中に彷徨たる壯丁に對し、我國體觀念よりして、高處大處より達觀したる、不偏不黨の方針を授け得なくてはならぬ。然らずして將校たる者が毫も新思想なるものを咀嚼せず、ヤニワニ忠君愛國の鐵槌を以て之を打破せんとして

は、社會に反感の起るは止むを得ざる事共である。而して軍人側から恐怖された外來思想の正體は何かと云ふと、畢竟するにデモクラシーに過ぎなかつたのである。世界の大部分に近眼的であつた我將校は、デモクラシーを共和思想と考へ、國體を破壊し去るものと考へたのである。

二、政變に離隔せしむる事。國家を崩潰せしむべき大害は、軍人が政變に参加するに在る事は、今回の戦争間の出來事で明白である。軍人に賜つた御勅諭に『世論に惑はず政治に拘らず』とあるのは、軍人が政變に参加する事を戒められたものである。しかし軍人と云へば現役將校のみの事ではない、一年志願兵出身の將校は無論下士兵卒も含んで居る。一年志願兵出身の將校や下士兵卒が豫後備役とし在郷するとき、政治に拘らぬと云ふ事は不可能である。御勅諭の場合は、恐らく召集されて旗下に在る時を云ふのであろうか、斯る場合に軍人が能く順逆の理を辨て、大義名分を誤らない爲には、其指導

位置に在る將校は、餘程理性に富んで、其一舉手一投手の國家後世に及すべき影響如何を適當に判斷し得なくてはならぬ。之が爲には世界列國の形勢も、思想問題の委曲も、政黨派の關係も詳悉して居らねばならぬ。上級指揮官との連絡が遮斷されない間は、唯命令に應じて進退すべきのみで、何等智識の必要を感じないが、尼港事件の如き場合となると、如何に只々一途に己が本心の忠節を守らんとしても、其處置が正鵠を失つては何んの效もない。尼港事件の將校の中には、時局に於ける列國の關係などが、明かでない様な者もあつたらしい。斯る場合に適當の處置を爲し得んには、現今の如く一般社會と没交渉なる將校では、智恵の出様筈がない。要するに『世論に惑はず政治に拘らず』を餘りに窮屈に解釋し、將校が政變の渦中に巻き込まれるのを恐れるの餘り、將校をして或場合下士兵卒の政變に與みせんとするに對し、其不心得を説得するに必要な智識をも全く缺如するに至らしめたのは甚だ

遺憾である。

將校を餘りに超然主義たらしめた影響は、我國の將校は親類縁者・朋友同郷人等社會の一小部分としか接觸しない。爲に將校が社會教育を受けないと同時に、一般社會の人々は軍事智識を得るの道が皆無である。其上我國では軍事機密を餘りに嚴重ならしめた結果、國防問題の如きは是非共國民に關知せしむべき事柄ですら、全く國民とは没交渉と成つて居た。陸海軍は陸海軍人の專有物であるかの如く心得、國民が此重要なる國防問題さへも、全く無關心の状態に附しつゝある。戦争が國民總掛りとなつた今日、國防が斯の如く國民と無關係を以て施設されては、迎も國民戦争の行はるべき筈がない。何れの點から研究しても、我陸海軍就中我陸軍が從來の如くに超然主義を取つて居るのは、軍隊の爲にも社會の爲にも有害である。是非之を打破して、軍隊を社會化することが刻下の急務である。

三十 軍隊にデモクラシーの徹底

デモクラシーの定義は種々なるが、彼の米國大統領リンカーンのガーバーネマン・オフ・ゼ・ビープル、バイ・ゼ・ビープル、フォア・ゼ・ビープルと云ふのが、我々に最能く理解し易い。此三件の中、オフ・ゼ・ビープルを其字の如く解釋したら我國體と一致しないのは無論であるが、學者の説に依れば其解釋も仕方にては、必ずしも我國體と一致しない事は決してない。

今茲に軍隊とデモクラシーとの關係を研究する上に就ては専らバイ・ゼ・ビープルとフォア・ゼ・ビープルである。

バイ・ゼ・ビープル即ち主權者が人民に相談して政治をする事は、我國では建國以來歴代の天皇が、茲に御心を注がせられつゝあるは喋々を要しない。軍隊に於ても指揮權行使の場合の如きは、決して之を許さないが、教育・内務・經

理・衛生などの事柄は、部下と相談して行つても、決して差支はない。從來でも各種の會議が行はれたものであるが、充分に部下の意見を吐露せしむる點に就ては、尙ほ大に遺憾の點が少くない。又事柄に依ては兵卒までにも意見を聞いて見ることも必要であろうと考へるが。彼の師團長會議其他の諸會議の如き概して形式的であるのは、好んで平地に波瀾を起さんとするが如き言論を爲すものがある爲にも依るならんが、務めて言論の機會を與へざらんとする底意から出た、上級官衙の此處置も亦宜しくなからうと思ふ。

フオーア・ゼ・ビーブル即ち主權者が人民の爲を思ふて政治を爲す事に關しては、我皇室が古今東西他に比類なきは、茲に多言を要しない。亞米利加などで普通デモクラシーと稱するは「人を人間らしく扱ふ」と云ふ事に當つて居る。此意味に於けるデモクラシーは我國に於ては、往古の軍隊の方が優つて居た。又士卒と勞苦を共にすと云つて、上下の待遇に餘り差別を附けない事も亦往古

の軍隊が優つて居る。軍司令部や師團司令部が戦地に在るにも拘らず、贅澤三昧をする様になつたのは、日露戦争の時分からであつて、矢張り外國の事を習つたからである。日清戦争の時までは、高等司令部は左程に贅澤をしなかつたものであるのは前に述べた如くである。士卒と勞苦を共にするなどと云ふ事は古來から我國の軍隊に存在したデモクラシーであるけれども、歐米人に少しも理解が出来なかつたものである。一例せば斯の如くに我往古軍隊では、軍司令官の身を以てする頗る平民的に平等的に自ら奉ずることが極めて薄く、殊に部下に對する思遣りが厚かつた。爲めに部下は一兵卒に至るまで、一たび戦陣に立つや唯死あるを知つて生あるを知らなかつた。

我軍隊が漸く歐化するや、我上官中徳を以て部下を治むるに務めず、戦陣の間に在るにも拘らず、贅澤三昧の生活を爲すは、上官たるもの、權利なるかの如くに心得るものさへあるに至り、一般にデモクラシーの觀念が著しく減退し

つゝあつた。

デモクラシーの觀念に就ては、我往古の軍隊は、種々の點に於て歐米の軍隊より優つて居つた。殊に我軍隊が徳治的統御を閑却するの傾向のあつた獨逸軍を模倣するに至り、古來我軍隊に固有せし一種のデモクラシー的美風を破壊し去つた。日露戦争時代に至る迄は、我軍隊の統御法は種々様々であつて、或は我國古英雄の響に倣ひ、虎を描いて猫に類し、部下に對し私恩を賣り小仁惠を施し、爲めに綱紀廢頽收拾すべからざるに至つたものも少くなかつた。或は之に反對に、妄りに獨逸の統御法に倣ひ、部下の人格を尊重せず、高壓的統御を以てするものもあつた。斯の如く我軍隊の内部は惡化の状態を呈しつゝ、日露戦争を経過した。我軍隊が斯の如き惡化の道程に在りしにも拘らず、日露戦争に於て大勝利を得たる所以は、決して部下が悉く其上官の技倆と徳望とに信頼して居た結果ではない。其原因の大なるものは他にあつたのである。夫れは該

戦争が危機一髪帝國の存亡に關する一大事であつたと云ふことと、我全軍の將卒が、上官の如何を問はず、一意専心天皇陛下に對し奉り、忠節を盡さんとしたこととである。

日露戦後我軍隊は益々古來よりのデモクラシー的美風を破壊し、専ら外面的美觀を粧ふに至つた。是は一には特命檢閲が頻繁に過ぎたると、其方法にも當を得ないものゝあつた結果であらう。

さらば目下に於ける急務としては、先づ軍隊にデモクラシーを徹底せしめ、上官と部下との精神的結束を鞏固にし、上を敬ひ下を惠み、所謂一致の和借を得て、嚴なるべきは一層嚴にすべきも、寬なるべきは更に一層之を寬にし、軍隊の内面にデモクラシー的精神を充實せしめなくてはならぬ。現時に於ける我軍に於ける最大缺陷とも云ふべき、部下の面従腹背の如きは、全く反デモクラシー的精神よりせし産物である。我軍隊を優良ならしむるには、先づ何はさて

措き此大缺陷を除去しなくてはならない。

一五八

三十一 指揮權の行使

指揮權とは統帥權の發動に依り、天皇より團隊長（必しも獨立隊長たるを要せず、總て團隊を統率するものを云ふ）に與へられたる、軍隊指揮の權能である。

統帥權とは憲法第十一條に『天皇は陸海軍を統帥す』なる條項に依り規定されたものである。此統帥權なるものが特に天皇に屬すべく規定された所以のものは、總て戰爭の指導は一途に出で、一人の首腦から割出されなくてはならぬ、又其懸引は間・髮を容れないことが多いから、之を合議的に決するのは、姑息に流れ、怯懦に失し、時機を誤るの弊害を生じ易い。今回の世界大戰に於て、當初英佛軍が振はなかつたのは、英佛軍共統帥が多く合議に依り決定せられたか

らであり、之に反して獨逸軍の常に有利の戰爭を交へたのは、カイセルがヒンデンブルグ、ルーデンブルグ等少數の幕僚を輔佐官として作戰を指導し、他の容隊を許さなかつたからであつた。我西伯利亞出兵が徹頭徹尾不結果に終つたのも、内閣・外交調査會等の合議に於て、政治家が統帥に容隊し、之を攪亂したるに原因するものである。

又戰爭に於ては部下團隊を打つて一丸となし、一致の行動を取らしめ、一令の下水火尙ほ且辭せざらしめなくては、強敵を打破して勝利を博せんとするは不可能である。之が爲には指揮官たるものは部下の行動を強制し、場合に應じて部下をして九死に一生をも期し難き、危地に飛び込ませなければならぬ。さらば統帥土に關する命令に對しては、絶對的に服従を要求しなくてはならぬ。之が爲には指揮官たるものは軍隊の指揮上に於て、其部下に絶對服従を要求すべき絶大の權能を有しなくてはならぬ。是が即ち統帥權の發動に依り團隊長に

與へられたる指揮權の行使である。而して此指揮權の範圍は、憲法第十二條「天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む」の條項に依り、定めらるべき編制の如何と、各人の補職に依り自ら定るものである。

上官が指揮權を行使するに方ては、部下に對し絶對的服従を要求するのは、恰も裁判官が憲法第五十七條の條項に依り、司法權の發動に依り爲す所の裁判の宣告に對し、人民に絶對的服従を要求すると同一である。而して軍隊に於ける作戰命令は、總て危急の場合に下すべきものなれば、良し命令に對し不服あるも、上級指揮官に對し、控訴上告などは絶對に許さぬ。平素の教育訓練は皆悉く實戰の豫習なるを以て、成るべく實戰に近邇せしめなくてはならぬ。然らば苟も指揮權の行使に關しては、縱令教練演習等に在ても、絶對的服従を要求しなくてはならぬ。しかしながら軍隊に於ける日常の諸命令は、必しも作戰命令の如くに軍令事項に關するもののみではない、内務・教育・經理・衛生・其他百

般の事務は、多くは軍政事項に屬するものである。然るに現今に於ける我陸軍では、往々にして此軍政事項にまで絶對的服従を要求するかの觀がある。而して日常の業務の中には、軍令事項に屬するか、將た軍政事項に屬するか分界が不明なるものが實際に多い。例へば檢閲の如き、其目的が軍隊の練成を向上するに在りとすれば、無論軍令事項に屬するものと見做すべきであるが、檢閲の訓示中に經理・衛生に關する事項をも混記せらるるに於ては、益々混同錯綜の觀を甚しからしむるのである。

我陸軍に於て事實上軍令事項と軍政事項とが、日常の業務に混同錯綜して居るばかりでなく、軍令及軍政事項と、單なる社交事項とが混同錯綜して居ることも多い。從來に於ても公私の別を明にしなければならぬと云ふことは、可なり注意を拂はれたものであるが、此公私の別なる意義が不徹底であつた。公とは軍服を着て居る時が公で、軍服を着て居ない時が私だと解釋するものもあつ

た。又兵營に在る時が公で、私宅に在る時が私だと解釋するものもあつた。元來公私の別と云ふ様な、東洋的の粗笨の頭から編み出した所の言葉を以て、絶對的に服従を要する軍令事項に對する場合と、デモクラシーを主とすべき軍政及社交事項に對する場合とを區別せんとしたのは、元來が不合理的であつた。

著者は茲に一の私案を有する。大體に於て軍令事項に屬する場合と、軍政及社交事項に屬する場合とを區分する爲には、將校が指揮刀を帶び、下士兵卒が之に準ずる服裝を爲すことに依り表象するが至當と考へる。教練演習其他檢閲等には無論帶劍すべきであるが、去りとして休憩・睡眠の時までも帶劍せよなどと極端の要求を爲すべきものでもなからう。又檢閲には帶劍するとしても、經理部長や軍醫部長の檢査の如き、純然たる軍政事項の場合にまで從來帶劍したのは不合理であつた。

服裝よりする斯の如き區別は、歐米各國軍にも例のあることである、嘗て西

伯利に於て米國の一將校が、我將校のレストランに在てまで帶劍しあるを看て、侮辱の言を爲したと云ふ事を耳にしたが、デモクラシー的軍隊に在る米國將校の眼から觀たら、異様の感を爲したのは無理からぬ事共である。又軍紀教育の場合に特に服裝を嚴格ならしむることも、亦外國軍に例のあることでは無論大戰前の事であるが、獨國軍では密集教練の實施を特に嚴格にし、之に依り軍紀涵養の目的を達せんとした關係からして、密集教練の際には、將校をして帶劍は云ふまでもなく、特別に端正なる服裝を爲し、必ず兜を載いて出場せしめたものである。

戰場に臨んでは無論將校は帶劍するを必要とする。さればとて帶劍には馬術の如くに、左まで豫習を要すべきものでもない。今や歐米各國軍の將校は特別の場合の外は帶劍しない。然るに極東の島帝國に限り、出務の往復にも、社交場裡にも、レストランにも、散歩にも儼然として常に長刀を佩ぶのは抑も何の必

要があるぞ。『何事ぞ花見る人の長刀』の感を禁じ得ないではないか。是等が抑我帝國を第二の獨逸なりと呪咀する原因ではなからうか。又我軍隊が一般に、日常の行務上寛嚴の節度のないのも、常に袴ばかりを着て居る爲めではなからうか。

三十二 軍紀と禮儀

軍紀とは元來ジスレプリンの譯語である。ジスレプリンを我陸海軍に於て軍紀と譯した爲、軍紀なるものは恰も陸海軍にのみ特有なるものゝ如く誤解して居るものがある。ジスレプリンを普通の如く規律と譯したなら、何人も能く理解し得たのであるのに、殊更に之を軍紀と譯したが爲、如何にも軍隊なるものは、特別に苛酷なる法令條規に支配せらるゝが如く誤解したものである。軍隊に在ては前章に述べた原理よりして、指揮權の行使に對しては絶対的の服従を

要求するの相違はあるが、軍隊に於ける軍紀は、國家に於ける國法と何等の差異ある筈はない。即ち國法なるものは、主權者の命令と之に對する絶対的の服従から成り立つもので軍紀も亦之と同様、上官の命令と之に對する絶対的の服従から成り立つものである。憲法上絶対的の服従を要求するものは、單に統帥權の發動よりする指揮權の行使に對してのみでなく、司法權の發動よりする裁判の宣告に對しても同様である。

軍紀が嚴肅であると云ふとは、畢竟するに命令が能く行はれると云ふことに歸着するのである。嘗に軍紀に對してのみならず、國法に對しても、總て規律に對する服従には自覺的(自律的)の服従と制裁的の服従との二種がある。國民一般に公共精神又は公民的智識が普及徹底して居たならば、壯丁として軍隊へ入營する兵卒も、刑罰などの制裁を待たずに、自覺的に服従すべき筈のものである。

然るに我帝國が明治維新の大變革に際し、其國家統治の根本に大改造を加へ、

舊來の東洋流徳治國を變じ、西洋流法治國たらしむるに當り、其法治的文物制度は悉く直譯的に間然する所なく能く之を具備せしめたるにも拘らず、法治國としては是非とも缺くべからざる、公共精神又は公民的智識なるものを、國民に教育することを閑却したのは、爲政者の一大失策と云はねばならぬ。從て我國民は一般に組織即ちオーガニゼーションの理解に乏しく、各自が國家社會なる共同生活の一員たることを常に自覺し、公共精神又は公民的智識に依り、其一舉一動を自ら律することは甚だ短所である。我國では世間一般に公德と云ふ文字が用いられて居るが、此公德なる文字の原語に就て、私は嘗て日本語にも英佛語にも能く通じて居る、獨逸人に問ふたことがある。彼の云ふには「公德なる文字は歐米の言語には見當らない。しかし夫れが日本で云ふが如くに、公園の花を漫りに取らぬと云ふ様なことであるならば、夫れは獨逸語のゲマイン・ジン又はゲマイン・フェルスタンドと云ふことに當つて居る」と。そこで私は夫

なら英語のコンモン・センスではないかと聞いたら、彼の云ふには、即ちコンモン・センスであると云つた。英語のコンモン・センスは我國では常識と譯されて居る。そうして常識と云ふことは世事に通じて居ると云ふことのように解釋して居るものが多い。然るに歐米人の間で、彼の人はコンモン・センスに富んで居ると云ふのは、單に世事に通することだけの意味には用いて居ない。寧ろ公共精神又は公民的智識に富んで居る意味に用ひられて居る。

等しく法治國を以てしても、一方に公共精神又は公民的智識を養成して、法治主義に於て較もすれば陥り易き弊害たる、唯巧みに法網を潜りて、良心に之を恥ぢない様に至らざる如く、之を豫防しなければならなかつたのである。現時に於ける我軍隊も亦一般社會と等しく、唯法のみを以て治めんとした結果、幾多の弊害を生し、單に外面のみを裝飾し、面従腹背を敢てし、毫も良心の之を咎むるなきが如きは、已に業に法治の弊害に陥れる兆候である。

東洋に於ける禮なる意義は、前に一言せし如く之を西洋に於ける夫れに比すると稍々廣き意義を有して居る。東洋に於ける禮は國民統治の要件と見做されて居て、法律に代るべき道德律が含まれて居るものである。明治維新前に在ては我國は、其禮儀を重んずることが、歐米に於けるよりも一層甚しかつた。然るに維新の大改革は極端に舊慣を打破し、禮儀なるものを全然我社會より掃蕩し去つた。

そして夫れに代るべき萬國普通の禮儀なるものが未だ充分發達して居ない。加之國家社會の自治に必要缺くべからざる公共精神又は公民的智識とも稱すべきものが、全然缺如して居る。斯の如く結束の最困難なる國民の縮寫景たる我現時の軍隊は、之が統御は頗る困難である。

軍人に賜つた勅諭の中にも「公務の爲め威嚴を主とする時は格別なれども、其他は力めて懇ろに取扱ひ、慈愛を專一と心がけ、上下一致して王事に勤勞せ

よ」と仰せられて居る、是は全くデモクラシーの眞精神を示されたもので、内務上や社交上、其他指揮權の行使を目的としない場合に、軍紀を振り廻して絶對的服従を要求すべきものでないことは明である。然れども部下の尊敬を受くるには、上官たるものは其地位相當の伎倆と德望がなくてはならぬ。然るに維新後急激に西洋の軍事を模倣せし過渡時代に於ては、伎倆は寧ろ下級者に優秀のものが多かつた。偶々新時代の軍事に通じ、地位相當の伎倆あるものには、部下より尊敬を受くべき德望が缺けて居つた。日露戰爭頃までは、德望ある上官が、伎倆優秀なる新時代の人物を、巧みに操縦しつゝ來つたものであるが、爾來漸く伎倆ある新人物が、上級の地位を占むるに至り、其伎倆の點は可なりであるが、部下に德望ある上官は益々其數を減するに至つた。

デモクラシーは世界を風靡し、我國獨り此風潮外に超然たるを得ず。デモクラシーの我社會に浸漸するや、壯丁中には無論、青年將校中にも甚しく之を誤

解し、デモクラシーの眞精神が却てコレクティブスム又はコオペレーシヨンなど、團體の一致團結を鞏固ならしむべきものであるをも知らず、デモクラシイとは恰も我儘勝手や階級打破を意味するが如く心得、誤れる個人主義を懐き、軍隊の團結力に不利なる思想を有するものが多かつた。是等の輩に對し只管温顔を以て之に接し、諄々としてデモクラシーの眞精神を説き、之を感化せんことを務むべきであるのに、之に反し一知半解の新思想觀を以て、高壓的に之を壓伏せんとするものが多かつた。斯の如くにして漸く我軍隊は上下乖離甚だ憂ふべきものがあるに至つた。要するに上官には禮儀を以て部下を扱はんとせず、軍紀一邊を以て扱はんとするの傾向を増し、部下にはデモクラシーの履き違へより、上官に反抗せんとし、然らざれば慢性的にサボタージユの症狀を呈するに至つた。

「部下に白齒を見せるは禁物である」とは、日露戦争前に於ても、屢々高級將

校間に聞いた所である。下級者の伎倆が上級者に優るもの、あつた當時に於ては、嚴格を以て統御の秘訣としたからである。此趨勢よりして全然社交的であるべき將校集會所でさへ、毫も融々和樂の状を見ず、頗る窮屈極まるものとなつた。是は禮儀を以て交るべき所に、軍紀を以て交るからである。

彼の在郷軍人會の會合の如きは指揮權行使の場合と異り、重に禮儀を依て律せらるべきものである。されば是等の會合に於て、何處までも階級的の順序を嚴守せんとせば、種々な扞格齟齬を生ずるのである。例へば冠婚葬祭の場合に於ける着席順序は、禮儀に則るべきであるのに、茲に豫備少佐たる叔父と、現役將官たる甥とが結婚披露の祝宴に同席したりと假定せんに、斯様な場合には、縦叔父は階級は少佐でも、將官たる甥より上席に着くのは止むを得ないことである。しかしながら若しも叔父たる少佐が甥の率ゆる旅團に召集されたならば、軍紀上階級制を嚴守されなくてはならぬ。夫れとて指揮行使の場合だけで、

將校集會所の如き社交的の會合には、無論席順などは階級に依り順序立てらるゝものとしても、甥たるものは禮儀の上から、叔父は叔父たるの尊敬を以て取扱はなくてはならぬ。殊に在郷軍人會などでは、各會員の地方に於ける資格を顧慮するを要し、縦令軍人としては一上等兵に過ぎなくとも、會の爲に熱心家であり、地方に於ても名望家であるなれば、其人を選擧して分會長たらしめても何等の差支はない。元來在郷軍人會は社交的の會合であるから、分會長の如きも云はゞ幹事の様なもので、指揮權を行使すべきものでない。然らば萬一にも分會長が下級者でありながら、號令を以て引率すると云ふ様な事を行つたら、夫れこそ大間違である。抑號令すると云ふことは指揮權の一部を行使するものであるから、下級者が號令することは絶対に許さぬ。良し上級者でも命令系統上指揮權を行使し得るものでなくては之を許すべきものでない。しかし何人かに引率せしむるを要する場合には、デモクラシーの見地よりせば、諸種の會合

に於て座長推薦の同意を求むると、同一の形式を以てするが至當である。

三十三 將校の社交

歐米何れの國たるを論せず、社交場裏に於ける將校を見たならば、其國に於ける將校の社會に於ける地位如何を判知し得べきである。我國には歐米に於ける意味よりしては、所謂社交なるものは殆んど全く存在しない。將校の社交と云へば、其所屬官・衛・學校・軍隊に於ける同僚の會合のみであつて、婦人は無論社會の他の分子に對しては全く接觸を絶つて居る。偶々舊藩主の園遊會などに出場することもあらば、洋行歸りの如き若干の將校は別なれども、其他は一般に野人禮に嫻はざるものが多い。しかし斯の如き状態は、獨り我將校のみを責むべきでない。我一般社會の上下を通じて殆んど同様である。

將校の社交上に於ける地位が如何にあらうとも、夫れが内國人のみの社交な

れば、延いて國軍の權威に關する様な憂もないであらう。然れども天津・漢口の駐屯部隊の如き、其他苟も外國人を交ゆる社交に於ては、我將校の社交上の地位如何は、直に國軍の權威如何を卜知せしむるものであることを忘れてはならぬ。然るに外國人の交る場合、就中外國將校と共にする社交場裏に於ては、遺憾ながら有體に云へば、實際我國將校は著しく見劣りがする。之を譬へて云へば、外國將校は洋犬の如くに、我國將校は滿州邊の^{ビク}龍犬の様である。勇猛は或は勇猛ならんも、文明的に組織されたる現代式軍隊の楨幹としては、餘りに野蠻的なるに驚かざるを得ない。是は必しも其黃面短身のみが斯の如き感を引きしむるものでない。其言語態度と云ひ、其服裝容姿と云ひ、其會話に於て知り得べき學力識見の程度と云ひ、如何にしても紳士の典型なりとは認め得ないからである。眞に國民皆兵の實を擧ぐべく、歐米列強相共に極力奮勵しつゝある今日、外國人が社交場裡に在る我將校を見たるときの感想は次の如くである

うと思ふ。即ち日本の一般社會は此將校の如く非文明的であるか、然らざれば將校のみが一般社會外に非デモクラシー的に孤立し、社會と軍隊とは全然乖離して居るのではなからうかと。

近來屢觀光の爲、米國より來りし實業家などは、我將校の蠻的行爲を見たるが爲めかあらぬか、我國民が軍國主義、侵略主義を懐くかの如く推測するものがある。焉んぞ知らん我國民の多數は驚くべく小膽であつて、只管歐米に對する恐怖熱に冒され、實際軍國主義、侵略主義などとは思ひも寄らざるが如くに、極端なる退嬰自屈であることを。デモクラシー的現代式軍隊に在ては、將校は國民の儀表、紳士の典型として一般社會より尊敬を受くべき、國民の代表的人物でなくてはならぬ。將校も亦國民の代表的人物たるの抱負を以て、其身を修め、其行を慎しまねばならぬ。しかし衣食足つて禮節を知るで、將校に對する給與が現今に於けるが如くであつて、如何に國軍の儀表たり、紳士の典型たら